

2018

*MOTOR SPORTS
HAND BOOK*



J A F 中部地域クラブ協議会

目 次

□役員名簿	
運営委員会・理事会.....	2
専門部会.....	3
委員会・事務局.....	3
□共通規則書	
2018年ジムカーナカレンダー.....	4
2018年ダートトライアルカレンダー.....	5
スーパー1500車両規定.....	6
S1500ローカルルール/RA2000車両規定.....	7
ジムカーナ／ダートトライアル共通規則.....	8
2018年ラリーカレンダー.....	16
JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書.....	17
2018 JMRC中部ラリーシリーズ戦規定.....	27
□JMRC中部	
会 則.....	31
運営規定.....	35
□競技会救急安全委員規定.....	39
□共済	
共済規定.....	41
共済運営要項.....	43
共済給付細則・給付区分表.....	44
クローズド競技会開催における登録・共済適用申請 に関わる基準.....	47
共催適用承認イベント申請基準.....	48
共済会加入とクラブ印のお話し.....	49
JMRC共同共済規程・細則・給付区分表.....	50
□互助会	
モータースポーツ互助会規約.....	54
モータースポーツ互助会加入のご案内.....	56
□スポーツ安全保険	
スポーツ安全保険加入支援規定.....	59
□振興基金	
JMRC中部モータースポーツ振興基金規定.....	60
□資 料	
2017年度加盟クラブ・団体数、他.....	61
加盟クラブ名簿.....	62
歴代チャンピオン名簿.....	66
2017年JMRC中部選手権表彰者名簿.....	70
2018年オーガナイザー連絡先.....	73

役 員 名 簿

■運営委員会

【運営委員長】	鈴木 隆史	(NRC)
【副運営委員長】	勝田 照夫	(MASC)
【副運営委員長】	嶽下 宗男	(FASC)
【事務局長】	村瀬 秋男	(CCST)
【運営委員】	石井 公久	事業企画委員長 (Pleasure)
	井原 慶子	Women in Motorsport委員長 (LoveDrive)
	稲葉 憲二	J A F 登録部会委員 (NRC)
	上村 誠児	モータースポーツ振興委員 (SMSC)
	香川 秀樹	ラリー専門部会長 (MASC)
	金子 敏邦	J A F ラリー部会委員 (SHIROKIYA)
	川崎 裕行	JAF技術部会委員 (SMSC)
	小出 正則	レース専門部会長 (AASC)
	河田 富美男	総務広報委員長 (SHALET)
	後藤 康次	共済会管理委員長 (NRC)
	齊藤 道夫	ダートトライアル専門部会長 (R&R)
	加田 充	ジムカーナ専門部会長 (TEAM-ABC)
	永井 伸一郎	福利厚生委員長 (CCST)
	福田 淳三	審査員グループリーダー (Three.R)
	増田 好洋	モータースポーツ振興委員長 (ZEST)
	山崎 利博	JAFスピード競技部会委員 (FASC)
	山本 克典	モータースポーツ有識者懇話会座長 (T321)
	田中 一正	J A F メディカル部会委員 (NRC)

■理事会

【理事長】	鬼頭 正人	【理 事】	嶽下 宗男
【理 事】	勝田 照夫	【理 事】	村瀬 秋男
【理 事】	鈴木 隆史	【理 事】	松田 保夫
【理 事】	武山 策彌		(会計監査役)

■レース部会

【部会長】	小出 正則 (AASC)	【委 員】	西井 正樹 (AASC)
【副部会長】	寺崎 誠治 (ARC)	【委 員】	杉本 達也 (ARCN)
【事務局長】	土井 康正 (NRC)	【委 員】	長谷川 富康 (ARCN)
【委 員】	山田 浩二 (ARC)	【顧 問】	神谷 和潤 (AASC)

■ラリー部会

【部会長】	香川 秀樹 (MASC)	【委 員】	松浦 肇 (DART)
【副部会長】	船木 一祥 (MASC)	【委 員】	坂口 進 (DUCKBILL)
【事務局長】	鮫島 大湖 (MASC)	【委 員】	宮前 信彌 (MSC-WAGO)
【委 員】	高橋 浩子 (AASC)	【委 員】	田中 潤 (MASC)
【委 員】	安藤 裕一 (RST)	【委 員】	勝股 宗弘 (SHIROKIYA)
【委 員】	新井 健悟 (TASC)	【顧 問】	金子 敏邦 (SHIROKIYA)

■ジムカーナ部会

【部会長】	加田 充 (TEAM ABC)	【委 員】	池田 峰輝 (RST)
【副部会長】	中田 博信 (KRM)	【委 員】	前島 孝光 (M-1)
【事務局長】	小澤 忠司 (T.E.S)	【委 員】	小谷 聡 (NRC)
【事務局】	坂 和磨 (ZEST)	【委 員】	清本 享志 (yohkai)
【委 員】	豊田 昌孝 (SHERATON)	【委 員】	仲川 雅樹 (T.E.S)
【顧 問】	菅野 秀昭 (R&R)		

■ダートトライアル部会

【部会長】	齊藤 道夫 (R&R)	【広報】	河田 富美男 (SHALET)
【副部会長】	落合 啓司 (EATH)	【委員】	竹中 耕一 (B&B)
【副部会長】	山崎 利博 (FASC)	【委員】	寺田 伸 (T.T.G)
【事務局長】	小林 克人 (EATH)	【委員】	廣上 徹 (R-8石川)
【事務局】	柏木 康宏 (SHALET)	【委員】	松本 知行 (TOMBO)
【広報】	林 徳明 (FASC)	【顧問】	福田 淳三 (Three.R)

■審査委員グループ

【リーダー】	福田 淳三 (Three.R)	【委員】	芳田 浩二 (BIG VAN)
【委員】	高井 喜一郎 (AASC)	【委員】	河西 信之 (FASC)
【委員】	村本 孝一 (Three.R)	【委員】	小杉 兼一 (TOMBO)
【委員】	坂 和磨 (ZEST)	【委員】	瀬瀬 孝二 (CCST)
【委員】	寺崎 誠治 (ARC)	【委員】	山内 泰 (NRC)
【委員】	豊田 昌孝 (SHERATON)		

■モータースポーツ振興委員会

【委員長】	増田 好洋 (ZEST)	【委員】	香川 秀樹 (MASC)
【委員】	菅野 秀昭 (R&R)	【委員】	佐々木康行 (ZEST)
【委員】	齊藤 道夫 (R&R)	【委員】	村本 佐千子 (LUCK SPORT)
【委員】	寺田 伸 (T.T.G)	【委員】	坂 和磨 (ZEST)
【委員】	小川 浩幸 (RUNABOUT)		

■総務広報委員会

【委員長】	河田 富美男 (SHALET)
【委員】	坂 和磨 (ZEST)

■共済管理委員会

【委員長】	後藤 康次 (NRC)
【会計監査】	武山 策彌 (会計監査役)

■事業企画委員会

【委員長】	石井 公久 (Pleasure)
【副委員長】	
【委員】	

■事務局

【事務局長】	村瀬 秋男 (CCST)
【委員】	寺崎 誠治 (ARC)
【委員】	長坂 宏 (NRC)

2018年JMRC中部ジムカーナカレンダー

月	日	全日本選手権	JMRC選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	その他
1月	7					
	14					
	21					
	28					
2月	4					
	11			第1戦 美浜サーキット クミト(E,F)		10 サーキットアタック(ZEST)①<F>
	18			PALM TOWN		
	25		第1戦 美浜サーキット クミト(D,F)			キョウセイシリーズ (ZEST)①<F>
3月	4	第1戦 筑波サーキットコース1000	FASC/MMSC			
	11	12-11 関東 T-SPiRiT		第2戦 キョウセイドライバードライヴ(E,F)		10 サーキットアタック(ZEST)②<F>
	18			MASC		
	25	第2戦 スポーツランド TAMADA				キョウセイシリーズ (ZEST)②<F>
4月	1	31-1 中国 FULLHOUSE		第3戦 キョウセイドライバードライヴ(E,F)		
	8		第2戦 キョウセイドライバードライヴ(D,F)	M-I/Pleasure		
	15	第3戦 スポーランド 西コース	LIMIT			14 サーキットアタック(ZEST)③<F>
	22	21-22 東北 奥州VICIC			第1戦 大日スポーツランド(E,F)	キョウセイシリーズ (ZEST)③<F>
5月	29				KRM	スタッフオンジ ムカーナ(ON!)<F>
	6		第3戦 奥伊吹モーターパーク(D,F)			
	13	第4戦 名阪スポーツランド Cコース	Pleasure/M-I			12 サーキットアタック(ZEST)④<F>
	20	19-20 近畿 LAZY W.S			第2戦 大日スポーツランド(E,F)	
6月	27		第4戦 イオックスアローザ(D,F)		R-8石川	キョウセイシリーズ (ZEST)④<F>
	3		BIG VAN	第4戦 キョウセイドライバードライヴ(E,F)		レーシング ドライヴ FUKUDE (SHERATON) (E,F)
	10	第5戦 オートスポーツランド スガワ	第5戦 鈴鹿サーキット国際南コース(D,F)	LIMIT		9 サーキットアタック(ZEST)⑤<F>
	17	16-17 北海道 C.S.C.C.	NRC			
7月	24				第3戦 イオックスアローザ(E,F)	キョウセイシリーズ (ZEST)⑤<F>
	1				ABC	
	8	第6戦 バイランド パークみかわ				
	15	14-15 四国 ETOILE	第6戦 イオックスアローザ(D,F)			14 サーキットアタック(SOMOS)⑥<F>
8月	22		ABC	第5戦 美浜サーキット クミト(E,F)		キョウセイシリーズ (ZEST)⑥<F>
	29	第7戦 スポーランド SUGO西コース	第7戦 キョウセイドライバードライヴ(D,F)	RST		
	5	4-5 東北 SSC	SHERATON		第4戦 イオックスアローザ(E,F)	
	12				BIG VAN	
9月	19	第8戦 イオックスアローザ スポーランド				
	26	25-26 中部 AND				キョウセイシリーズ (ZEST)⑦<F>
	2			第6戦 鈴鹿サーキット国際南コース(E,F)		
	9	第9戦 スポーランド 恋の浦		NRC	第5戦 大日スポーツランド(E,F)	8 サーキットアタック(ZEST)⑦<F>
10月	16	15-16 九州 TOBIUME	第8戦 イオックスアローザ(D,F)		IRC	
	23	第10戦 鈴鹿サーキット国際南コース	TOMBO/ABC			キョウセイシリーズ (ZEST)⑧<F>
	30	29-30 近畿 チーム淀				
	7			東海第7戦、北陸第6戦 奥伊吹モーターパーク(E,F)		
11月	14			Pleasure/M-I		
	21					13 サーキットアタック(ZEST)⑧<F>
	28	27-28 JAF CUP, JMRC全国オールスター・ムカーナ AG. MSC北海道 新千歳モーターランド アクティブ・セーフティ・パーク				キョウセイシリーズ (ZEST)⑨<F>
	4					
12月	11		10-11 JMRC西日本フェスティバル 中国 テクニクスステージ タカ			10 サーキットアタック(ZEST)⑨<F>
	18					
	25					キョウセイシリーズ (ZEST)⑩<F>
	2					
1月	9					8 サーキットアタック(ZEST)⑩<F>
	16					
	23					
	30					

10戦

8戦

7戦

6戦

注意) 主催者クラブ名/地区名の箇所が開催日

<D> 準国内

<E> 地方

<F> クロスド

○開催場所: キョウセイシリーズ...キョウセイドライバードライヴ, FUKUDE...福田自動車教習所, サーキットアタック...幸田サーキットYRP桐山, スタッフオンジ...カトラント三重

2018年度JMRC中部ダートトライアルカレンダー

月	日	全日本選手権	JMRC中部シリーズ			その他
			JMRC選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	
1月	7					
	14					
	21					
	28					
2月	4					
	11					
	18					
	25					
3月	4					
	11	第1戦 丸和オートランド那須				
	18	17、18 関東 FSC、M・S・Cうめづみ				
	25		第1戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)		第1戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D・F)・W	
4月	1		M. S. C MONZEN		M. S. C MONZEN	池の平シリーズ第1戦(F)
	8	第2戦 スピートパーク恋の浦			第2戦 オートパーク今庄(E・F)	FASC
	15	14、15 九州 RASCAL、FMSC、RC-大分	第2戦 池の平ワンダーランド(D)	第1戦 池の平ワンダーランド(D・F)・W	URARA	
	22		CCST	CCST		
	29	第3戦 サーキットパーク切谷内				池の平シリーズ第2戦(F)
5月	6	5、6 東北 MSCはちのへ、AKITA	第3戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)		第3戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D・F)・W	FASC
	13		TOMBO・ABC		TOMBO・ABC	
	20	第4戦 オートスポーツランドスナガワ				
	27	26、27 北海道 AG.MSC北海道	第4戦 オートパーク今庄(D)・W	第2戦 オートパーク今庄(D・F)・W		
6月	3		SHALET	SHALET		池の平シリーズ第3戦(F)
	10	第5戦 輪島市門前モータースポーツ公園				FASC
	17	中部 Three-R				
	24				第4戦 輪島市門前モータースポーツ公園(E・F)	部会 レベルアップ練習会(F)
7月	1	第6戦 モーターランド野沢			KRM	
	8	7、8 ROAD-KNIGHT、RT-はと車	第5戦 オートパーク今庄(D)・W	第3戦 オートパーク今庄(D・F)・W		
	15		URARA	URARA		池の平シリーズ第4戦(F)
	22	第7戦 コスモスパーク			第5戦 輪島市門前モータースポーツ公園(E・F)	FASC
	29	28、29 近畿 THUNDERS	第6戦 池の平ワンダーランド(D)	第4戦 池の平ワンダーランド(D・F)・W	Three-R	
8月	5		FASC	FASC		
	12					
	19					
	26	第8戦 オートパーク今庄				
9月	2	1、2 中部 SHALET、FASC、CCST	第7戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)・W		第6戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D・F)・W	
	9		MRT-金沢		MRT-金沢	池の平シリーズ第5戦(F)
	16					FASC
	23		第8戦 オートパーク今庄(D)・W		第7戦 オートパーク今庄(D・F)・W	
	30	第9戦 テクニクステージカタ	R-8石川		R-8石川	
10月	7	6、7 中国 CCN、TTS			第8戦 輪島市門前モータースポーツ公園(E・F)	
	14				M. S. C MONZEN	池の平シリーズ第6戦(F)
	21				第9戦 オートパーク今庄(E・F)	FASC
	28	JAFカップオールジャパン・JMRC全国オールスターダートトライアルin九州			URARA	
11月	4	3、4 九州 MSH、TOBIUME、RASCAL スピートパーク恋の浦				
	11		JMRC西日本ダートフェスティバルin中部			
	18		17、18 オートパーク今庄 URARA			
	25					
12月	2					
	9					
	16					
	23					
	30					

※ (D)は準国内競技格式、(E)は地方競技格式、(F)はクローズド競技格式を表します。
Wは各JMRC中部シリーズを同日に併設して開催を行うことを表します。

スーパー1500車両規定（S1500）

JAF国内競技車両規則のスピードB車両規定を基本にN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、下記事項を必ず満足すること。

- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。
上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。
- ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
- ③車両本体価格 : 250万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される
車両本体価格を基準とする
- ④最終減速比 : 変更は許されない。
- ⑤フライホイール : 変更は許されない。
- ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦タイヤ : セミレーシングタイヤの使用を禁止する。（詳細の銘柄は特別規則書を参照）
競技に使用できるタイヤ幅は195mmまでとする。（競技会場内）
（2018年タイヤリスト削除）
- ⑧参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月より7年経過した車両は参加できない。
ただし、7年経過後も国内生産（同一車両型式）されていれば、生産終了日の年
末まで参加できる。
〔例：初度登録年月が平成15年1月～12月の車両の場合、〕
平成22年12月31日まで参加することができる〕
なお、JMRC中部ジムカーナ選手権（チャンピオン戦）以外の競技会では上記
の制限は設けないが、自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両
であること。
- ⑨その他 : 各地区、各大会ごとにローカルルールを設ける場合がある。

以上

※本規定は2020年12月31日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。

特にハイブリッド車については、ポテンシャルのレベリングを行う場合がある。

※本規定に疑義が生じた場合、JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル部会の決定を最終とする。

JMRC中部

2015年12月20日 制 定
2006年 1月 1日 施 行
2006年 2月24日 タイヤリスト追記
2006年12月 5日 参加制限一部変更
2008年12月 1日 タイヤサイズ改定

2010年 2月 1日 ハイブリッド、ローカルルール関係追記
2010年12月30日 タイヤリストの変更
2013年 1月15日 タイヤリストの追記、ダートラ地区戦の参加制限削除
2017年 1月31日 タイヤリストの追記
2018年 1年 1日 タイヤリストを削除

2018 年S1500 JMRC 中部ローカルルール

2018-01：●JMRC 中部全大会に適用

競技会場内に限り、エアーバッグ、ABS 等の制御をコントロールすることが出来る。
 ただし、システムの変更および交換は許されない。
 競技会場を出る際は、元の状態に確実に戻すこと。

2018-02：●ダートトライアルに適用

当該自動車製造者発行のカatalog等に記載された主要諸元一覧表の車両重量とする

2018-03：●JMRC 中部全シリーズに適用

シリーズの全主催者が同意し、各部会が認めれば使用タイヤの制限(ワンメイク等)を行う
 ことが出来る

JMRC 中部ローカルルールは中部地区のみの特別ルールです。

また、当該年度のみ有効とし、翌年については毎年再考されるものとする。

JMRC 中部 S1500 振興委員会

2018 年 1 月 1 日公示

RA2000車両規定

RA車両部門

RA2000クラス：気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のRA車両

① 後輪駆動のRA車両とする。

② 排気量

気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。

③ 車両本体価格：320万円以下とする。

当該自動車製造者発行の量産車カatalogの同一車両型式に記載される車両本体価格を
 基準とする。

④ 参加可能車種

86・BRZ・MR2・MRS・アルテッツァ・カローラレビン・スプリンタートレノ・
 ロードスター・RX8・スカイライン・シルビア・180SX・ビート

参加可能車種は予告なく変更される場合がある。

2013.09.22 JMRC 中部ジムカーナ部会

J A F 中 部 地 域 ク ラ ブ 協 議 会 ジムカーナ／ダートトライアル共通規則

第 1 章 総 則

本共通規則は、中部地域における全てのジムカーナ／ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および実施事項は、各競技会特別規則および公式通知によって示される。各競技会の特別規則は、第 2 章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則の競技運営に関する細則は、本共通規則の第 3 章以下が適用される。
尚、特別規則書に記載された内容は、その示す範囲において本共通規則に優先する。また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、当該競技会の特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第 2 章 特別規則書の記載内容

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した J A F の国内競技規則およびその付則、J M R C 中部共通規則および J M R C 中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技会開催規定および本競技会の特別規則に従って開催される。

- 第 1 条 競技会の名称
- 第 2 条 競技種目
- 第 3 条 競技格式
- 第 4 条 開催日程
- 第 5 条 競技会開催場所（所在地・T E L・F A X）
- 第 6 条 オーガナイザー名および住所
- 第 7 条 大会役員
- 第 8 条 競技会主要役員
- 第 9 条 参加車両
- 第 10 条 クラス区分
- 第 11 条 参加資格
- 第 12 条 参加台数
- 第 13 条 参加申込および参加料
 - 1. 参加申込先および問合せ先
 - 2. 参加受付期間
 - 3. 参加料
- 第 14 条 競技のタイムスケジュール
- 第 15 条 賞 典
- 第 16 条 付 則
 - 1. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は国内競技規則国際スポーツ競技規則ならびに J M R C 中部共通規則に従って開催される。
 - 2. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第 3 章 統一規則細則

- 第 17 条 参加車両

参加車両は以下のグループに分類される。

 - A E 車両 : 当該年スピード A E 車両規定に適合した車両
 - P N 車両 : 当該年スピード P N 車両規定に適合した車両
 - N 車両 : 当該年スピード N 車両規定に適合した車両
 - S A 車両 : 当該年スピード S A 車両規定に適合した車両
 - S A X 車両 : 当該年スピード S A X 車両規定に適合した車両
 - B 車両 : 当該年スピード B 車両規定に適合した車両
 - S C 車両 : 当該年スピード S C 車両規定に適合した車両
 - D 車両 : 当該年スピード D 車両規定に適合した車両
 - R A 車両 : 当該年 J M R C 中部 R A 車両規定に適合した車両
 - ~~R N 車両 : 当該年 J M R C 中部 R N 車両規定に適合した車両~~

スーパー 1500 車両：当該年 J M R C 中部 S 1500 車両規定に適合した車両、
車両規則は別途記載（略称；S 1500）

R A 2000 車両：当該年 J M R C 中部 R A 2000 車両規定に適合した車両、
車両規則は別途記載（略称；R A 2000）

第 18 条 部門およびクラス

J M R C 中部タイトル戦は J A F 選手権規定を参考とした下記の部門及びクラス区分とする。尚、
J M R C 中部タイトル戦以外の競技会は部門及びクラス区分を特別規則書に明記すること。

1. ジムカーナ

1) J M R C 中部選手権

P N 車両部門：

クラス 1：気筒容積 1600 cc 以下の 2 輪駆動（F F、F R）の P N 車両 * 1

クラス 2：気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動（F F、F R）の P N 車両 * 1

クラス 3：気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動（F R）の P N 車両のうち、F I A /
J A F 公認発行年または J A F 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両 * 1

クラス 4：クラス 1、クラス 2 およびクラス 3 に該当しない P N 車両 * 1

S A 車両部門：

クラス 1：気筒容積 1600 cc 以下の S A / S A X 車両

クラス 2：気筒容積 1600 cc を超える前輪駆動の S A / S A X 車両

クラス 3：気筒容積 1600 cc を超える後輪駆動の S A / S A X 車両

クラス 4：気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の S A / S A X 車両

S C 車両部門：（クラス区分なし）

D 車両部門：（クラス区分なし）

B 車両部門：気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の B 車両 * 2

（車両規定は S 1500 車両規定を運用する）

* 1 の記号のあるクラスは 2018 年全日本ジムカーナ／ダートトライ選手権統一規則

第 2 章 第 2 条 2) を適用する。

* 2 の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

2) J M R C 中部ミドル選手権

上記 1) 部門の他に下記クラスを設けることができる。

P N 車両部門：

クラス 1：気筒容積 1600 cc 以下の 2 輪駆動（F F、F R）の P N 車両 * 2

クラス 2：気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動（F F、F R）の P N 車両 * 2

クラス 3：気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動（F R）の P N 車両のうち、F I A /
J A F 公認発行年または J A F 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両 * 2

クラス 4：クラス 1、クラス 2 およびクラス 3 に該当しない P N 車両 * 2

~~R N 車両部門~~

~~クラス 1：前輪駆動の R N 車両 * 2~~

~~クラス 2：後輪駆動の R N 車両 * 2~~

~~クラス 3：4 輪駆動の R N 車両 * 2~~

R A 車両部門

クラス 1：前輪駆動の R A 車両 * 2

クラス 2：後輪駆動の R A 車両 * 2

クラス 3：4 輪駆動の R A 車両 * 2

R A 2000：気筒容積 2000cc 以下の自然吸気エンジンの後輪駆動の R A 車両 * 2

（車両規定は R A 2000 車両規定を運用する）

S A 車両部門

クラス 1：気筒容積 1600 cc 以下の 2 輪駆動の S A / S A X 車両

クラス 2：気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動の S A / S A X 車両

クラス 3：4 輪駆動の S A / S A X 車両

S C・D 車両部門：クラス区分なしの S C 車両および D 車両

B 車両部門：気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の B 車両 * 2

（車両規定は S 1500 車両規定を運用する）

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。

* 2 の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

その他の部門：（J M R C 中部認定外クラス）

併設クラスとして J A F 規定の範囲内で自由にクラスを設定できる。

但し、シリーズ全戦に設けること。詳細は各シリーズにて別途発表する。

2. ダートトライアル

1) JMRC中部選手権

RWD：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

PN・S1500：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両

(車両規定はスーパー1500車両規定で運用する)、

気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両、全てのAE車両

N1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のN車両

N2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のSA・SAX・SC車両

S2：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両及び気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA・SAX・SC車両

S3：気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA・SAX・SC車両及びD車両

2) JMRC中部ミドル選手権(東海, 北陸シリーズ)

①東海シリーズ

RWDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

FWDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、前輪駆動のPN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

4WDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のN・B・SA・SAX・SC・D車両

②北陸シリーズ

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス2：気筒容積1500ccを超える2輪駆動のN・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス3：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN・B・SA・SAX・SC・D車両

第19条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
2. 20才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
3. 競技運転者は、競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険またはJMRC共済会に加入していること。

第20条 参加人数の制限

各競技会の特別規則書に記載すること。

1. ダートトライアルは最大150名まで、ジムカーナは最大200名までを原則とする。
2. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
3. 同一車両による重複参加は認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。

1) JMRC中部選手権は2名までとする。

但し、レディースクラスとの重複参加を除き同一クラスに限る。

第21条 参加車両名の制限

参加車両名は半角文字、記号を含み全て15文字以内とする。

必ず車両名(型式ではなく、通称名：シビック、ランサー等)を入れること。

例：〇〇クラブシビック、〇〇商店ランサー

車名違反があった場合、主催者の権限により通称名のみを参加車両名とする。

第22条 参加申込方法および受け付け

1. 参加申込の受付期間は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、競技会開催日の1ヶ月前から10日前までとする。
2. 指定の参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて各オーガナイザーの事務局に申し込むこと。尚、参加申込書にはJMRC中部クラブ登録印が必ず押印されていること。但し、JMRC中部またはクラブへの未所属者を除く。
3. 同一車両による重複参加をする場合は、参加申込み時に重複参加全員の氏名と希望走行順を記載のこと。
4. 申し込み方法は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、申込先に直接持参または郵送とする。尚、郵送の場合は現金書留とする。
5. オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。この場合の参加料は返却手数料として参加料から1000円を差し引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、本規則の35条の2.の場合を除き、いかなる理由があっても返金されない。

6. 参加受理の諾否は郵便などにて通知する。受理書が届かない場合は、大会事務局に問い合わせること。ただし、大会によってはホームページ等での発表のみの場合もある。

第23条 車両および競技運転者の変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情が有る場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第4章 競技運営に関する規定

第24条 車両検査

1. 車両検査は、特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
2. 全ての参加者は、車両検査と同時に服装、装備、備品について検査を受けること。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所に着いて修正を求める事が出来る。修正を命ぜられた車両は、修正後に再度車検を受けなければならない。
4. 技術委員長の求めが有った場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
5. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をする事が出来る。
6. 競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。全周をテーピングすること。（ジムカーナのシードゼッケンは除く）
7. 競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

第25条 競技車両のパドック待機

1. 全ての競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
2. 待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
3. 重複参加車両のタイヤ交換は、レディースクラスとの重複参加を含み、同一ヒート内では不可とする。但し、競技長の許可を得た場合はこの限りではない。（ジムカーナに適用）
4. 「再出走」による車両に対して認められる作業内容は、ボンネットの開閉とタイヤのエア調整のみとし、その他の作業については一切禁止される。（ジムカーナに適用）
5. 「同一車両による重複参加」による前走行車から後走行車へ交代する際に車両に対して認められる作業内容は、ボンネットの開閉とタイヤのエア調整のみとし、その他の作業については一切禁止される。（ジムカーナに適用）

第5章 競技に関する規定

第26条 コースの慣熟

オーガナイザーは、公式通知にて発表したコースについて、参加者のために慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

但し、慣熟走行する場合は、車両検査に合格した車両にて走行のこと。

第27条 スタート方式

1. スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にあるスタート方式とする。（ランニングスタート）
2. スタート合図は国旗またはクラブ旗を用いる。信号機を用いる場合は、青信号がスタート合図となる。
3. スタートは原則としてゼッケン順に行う。スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
4. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして5秒を加算する。

第28条 計時

1. 計測は、自動計測機器または2個以上のストップウォッチを使用して行う。ストップウォッチを使用した場合は、その平均を記録する。

2. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。

第29条 順位決定

1. 原則として2ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の成績とする。
2. 同記録の場合は次により順位を決定する。
 - I セカンドタイムの速い者
 - II 排気量の小さいもの
 - III 審査委員会の決定
3. 上記以外にて順位を決定する場合は、各競技会の特別規則書に記載すること。

第30条 信号旗合図

- | | |
|--------|----------------------------|
| スタート旗 | → 競技スタートの信号。国旗またはクラブ旗を用いる |
| 黄旗 | → パイロン移動、転倒（真横または真上に静止し提示） |
| 黄旗 | → 脱輪（ジムカーナに適用） |
| 黒旗 | → ミスコース |
| 赤旗 | → 危険有り、直ちに停止せよ |
| 緑旗 | → コースがクリアされた |
| チェッカー旗 | → ゴール |

第31条 競技上のペナルティー

1. コース上のペナルティー対象に指定されたパイロンを移動または転倒させたと判定された場合、1個について5秒を走行タイムに加算する。
 ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。
 ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。パイロン以外にペナルティー対象となるものがある場合は、その判定基準および加算タイムを参加者に発表すること。
2. ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコースに気づき、ただちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。ミスコースと判定され、競技運営上に重大な支障をきたすと判定された場合は、赤旗を提示して車両を停止させる事もある。
3. 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
4. ゴール後は、減速エリア内で確実に減速を行うこと。充分減速を行わなかった場合は当該ヒートのタイムに5秒を加算する。
5. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を加算する。
 また同時に4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。

第32条 抗議

1. 抗議権
 抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正に遂行しなければならない。複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。複数の競技参加者は、共同の抗議を提出することはできない。
2. 抗議の提出
 競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、JAFが規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
3. 抗議の対象と制限時間
 競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。
 - 1) 競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
 - 2) ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
 - 3) 自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
 - 4) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
 - 5) 競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。
4. 抗議の裁定
 競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、国内競

技規則によってJAFのモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

5. 抗議の審問

競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議裁定することができる。裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

6. 受け付けられない抗議

国内競技規則10-20に掲げる審判員がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。複数の競技参加者に対する単一の抗議は受け付けられない。複数の競技参加者による共同の抗議は受け付けられない。

7. 賞の授与

1) 賞の授与は、競技成績の発表後30分経過するまで行ってはならない。

2) 抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。

3) 賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。

8. 再競技

競技会審査委員会またはJAFのいずれも再競技を命ずる権限はない。ただしその競技がなんらかの事情で未成立となった場合に限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。

9. 裁定

抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、第33条に基づいて控訴する権利を有する。

10. 無根拠もしくは邪意による抗議の禁止

1) 抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。

2) 邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。

第33条 控訴

1. 権限の範囲

JAFは、国内競技規則14-2に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。

2. 控訴権

1) 競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、JAFのモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。

(1) 自らに課された罰則または決定に不服の場合

(2) 自ら提出した抗議の裁定に不服の場合

控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から1時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続き、控訴時間制限を参照）

2) 当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらためて第33条4-3)に従いJAFのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。

3) 国内競技規則11-1-3)あるいは4)等の規則違反によりモータースポーツ審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、第33条4-3)に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。

4) 国内で行われる競技会については、JAFの許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。

3. 国内控訴の手続

JAFのモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴する意思および理由を示す文書、およびJAFが定める控訴料を添えて

4. に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。

4. 控訴の時間制限

- 1) 競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服として J A F のモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より1時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
- 2) 控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より4日以内に直接 J A F に提出することができる。この手続きは同期間内に本連盟あてのファクシミリ、eメールまたは郵送で行うことができる。
所定の期間内に控訴の理由書の提出がなされなかった場合は、その控訴は断念されたものとみなされ、すでに支払われた控訴料については返還されない。
- 3) 提出した控訴が J A F のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服として J A F のモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料を J A F モータースポーツ中央審査委員会に提出しなければならない。

5. 控訴中の資格の効力

モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係なく効力を発揮し実施される。

6. 控訴の審問

J A F のモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日から90日以内に審問が行われ裁定される。審問の通知は関係者に対し的確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、通告した関係者が出席しない場合でもその審議を行ない裁定することができる。また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より7日以内に書面により J A F に対して事情聴取を要請するものとする。

7. 控訴に対する裁定

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができるが、再競技を命ずることはできない。

8. 控訴料および経費

控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

9. 裁定の公表

J A F は、控訴に関する裁定を公表し、または発表させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、J A F 告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

第34条 損害の補償

1. 参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害、または参加者および競技運転者が会場の設備、器物を破損させた場合の保証等は、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、J A F およびオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、万一その役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第35条 競技会の延期、中止または短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 一般規定

第36条 参加者および競技運転者の^{じはんしゅ}遵守事項

次の事項を遵守しない参加者および競技運転者は、当該競技会において競技会審査委員会の決定により重大なペナルティーを課す場合がある。

1. 全ての競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
2. 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し言語を慎み、スポーツマンシップに^{のり}則ったマナーを保たねばならない。
3. 競技期間中は、薬品等によって精神状態を^{つくる}繕ったり、飲酒をしてはならず、許可された場所以外での喫煙を禁止する。
4. オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
5. ゴール後、停止ラインのある場合は一旦停止し、パドック内は10km/h以下で走行し、特にいかなる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。
6. 慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用し、運転席側の窓およびサンルーフの窓は全閉のこと。また、その際はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨するが一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴の空いていない皮製または耐火性のグローブでも良い。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。
7. 競技運転者は、表彰式に競技長の許可を得ずに欠席してはならない。
8. ヘルメットについて、詳しくは当該年度JAF国内競技車両規則第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」を参照のこと。

第37条 JMR C中部遵守事項

1. ジムカーナ規制
 - ・パドック移動からゴールまでの間、コースコンディション確保のため、インタークーラーウオッシャー等の使用は禁止する。
 - ・JMR C中部ジムカーナ選手権においてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
2. ダートトライアル規制
パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。
3. ジムカーナおよびダートトライアル規制
競技車両の前後の牽引ブラケット位置を矢印ステッカー等で明示すること。

第38条 本規則の解釈および違反

1. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則に対する違反は、競技会審査委員会が決定し罰則を与える。

第39条 本規則の施行および記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申込受付と同時に有効となる。

また、本共通規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則およびFIA国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上

JAF中部地域クラブ協議会
JMR C中部ジムカーナ部会
JMR C中部ダートトライアル部会

2018 JMRC 中部ラリーカレンダー

月	日	JAF全日本・地方選手権		JMRC中部			TGRラリー チャレンジ
		全日本	中部・近畿	チャンピオン	チャレンジ	セミナー(※)	
1/	6 ~ 7						
	13 ~ 14						
	20 ~ 21						
	27 ~ 28						
2/	3 ~ 4	1-4 ①群馬(S)					
	10 ~ 11						
	17 ~ 18						
	24 ~ 25						
3/	3 ~ 4						
	10 ~ 11						
	17 ~ 18						
	24 ~ 25						25 安芸高田(W/C)
4/	31 ~ 1						
	7 ~ 8	6-8 ②佐賀(T)					
	14 ~ 15						
	21 ~ 22						22 ハヶ岳(E/O)
	28 ~ 29	27-29 ③京都(T)	28-29 ①京都(SYMPHONY)				
5/	5 ~ 6						
	12 ~ 13						
	19 ~ 20	18-20 ④愛媛(G)					
	26 ~ 27		26-27 ②愛知(MASC)				27 恐竜勝山(W/O)
6/	2 ~ 3						
	9 ~ 10	7-10 ⑤群馬・長野(G)					
	16 ~ 17						
	23 ~ 24		23-24 ③三重滋賀(ON!)				24 渋川(E/O)
7/	30 ~ 1	29-1 ⑥北海道(G)					
	7 ~ 8						
	14 ~ 15						15 弘前(E/C)
	21 ~ 22						
	28 ~ 29						29 北海道(E/C)
8/	4 ~ 5						
	11 ~ 12						
	18 ~ 19						
	25 ~ 26	23-26 ⑦福島(G)	25-26 ④京都(OECU-AC)				26 京丹後(W/C)
9/	1 ~ 2					1-2 愛知(MASC)(※)	
	8 ~ 9						9 唐津(W/C)
	15 ~ 16	14-16 ⑧北海道(G)	15-16 ⑤兵庫(Team Shindai)				
	22 ~ 23						23 福島(E/O)
	29 ~ 30						
10/	6 ~ 7		6-7 ⑥愛知(SHIROKIYA)				
	13 ~ 14	12-14 ⑨岐阜(T)					
	20 ~ 21						21 高岡万葉(W/C)
	27 ~ 28						
11/	3 ~ 4	2-4 ⑩愛知(T)					4 新城(W/E)
	10 ~ 11			10-11 ☆千葉			
	17 ~ 18						18 裾野(S)
	24 ~ 25						
12/	1 ~ 2						
	8 ~ 9						
	15 ~ 16						
	22 ~ 23						
	29 ~ 30						

※ラリーセミナーの日程調整中。本年中に3~4回の開催を検討しています。日程確定したイベントから、順次JMRC中部のホームページにて告知します。

丸数字：選手権戦数、☆：オールスターラリーフェスティバル
 全日本ラリー選手権路面 T：ターマック、G：グラベル、S：スノーアイス
 TGRRCシリーズ E：東戦、W：西戦、S：特別戦、O：オリジナル線、C：カップ戦

J M R C 中部ラリーシリーズ共通規則書

第1章 総則

本共通規則は2018年に開催される J A F 中部地域クラブ協議会（以下 J M R C 中部と称する）ラリーシリーズ競技会に適用される。

本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の競技参加者および競技運転者（クルー）は2018年 J A F 国内競技規則およびその付則、2018年 J A F 国内競技車両規則、J A F の公示、本共通規則、J M R C 中部ラリーシリーズ戦規定および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公示

本競技会は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその付則（2018年日本ラリー選手権規定）、J M R C 中部共通規則、J M R C 中部ラリーシリーズ戦規定、および本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2018 J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ第○戦 ○○○ラリー
2018 J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズ第○戦 ○○○ラリー

第2条 競技種目

ラリー競技開催規則の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第3条 競技会の格式

J A F 公認：準国内格式競技 公認番号：2018- 0 0 0 0 号

第4条 開催日程、開催場所および競技距離

- 1) 2018年 月 日 () ~ 日 () ○日間
- 2) ○○をスタート及びフィニッシュとする約○○km

第5条 競技会本部（ヘッドクォーター／略称HQ）

- 1) 所在地、名称、電話番号
- 2) 競技会本部開設および閉鎖時間
- 3) 競技会本部レイアウト図（別途）

第6条 競技内容

- 1) スペシャルステージの路面 :
- 2) スペシャルステージ総走行距離 :
- 3) スペシャルステージの数 :
- 4) セクションの数 :
- 5) デイの数 :
- 6) レッキ : 具体的な実施方法を明記

第7条 整備作業の範囲

1. 整備作業の範囲
 - 1) タイヤの交換
 - 2) ランプ類のバルブ交換
 - 3) 点火プラグの交換
 - 4) Vベルトの交換
 - 5) 各部点検増締め
 - 6) 整備申告書の提出によりオーガナイザーが認めた1)～5) 以外の整備作業
2. 上記1)～5) 以外の整備作業を行なう場合は、競技会技術委員長の許可を得て行ない、整備作業後には所定の整備申告書を必ず提出すること。

第8条 オーガナイザー

- JA F登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第9条 大会役員

組織委員長 :

組織委員 : 組織委員 :

第10条 競技会主要役員

【審査委員会】

審査委員長 : (J M R C 中部派遣)

審査委員 : (J M R C 近畿派遣) & (組織委員会任命)

【主要オフィシャル】

競技長 : 副競技長 :

コース委員長 : 計時委員長 :

技術委員長 : サービス管理者 :

救急委員長 : 事務局長 :

第11条 参加申込および参加料

参加申込は、J A F 公認ラリー参加申込書（J M R C 中部統一様式）に必要事項を正確に記入し、参加料および保険料（オーガナイザーによる保険加入の場合）を添えて行うこと（受付期間内必着）。

参加申込先および問合せ先（大会事務局） : 参加受付期間 :

提出書類 : 参加料 :

その他（サービス他、有料の場合には全て記載）

第12条 競技会有効任意保険

- 1) 競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険及び搭乗者保険（又は各種共済・互助会等）に加入すること。
- 2) 未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。
- 3) 当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第13条 競技のタイムスケジュール

レッキ受付	:	レッキブリーフィング	:
レッキ開始終了	:	参加確認	:
公式車両検査	:	第一回審査委員会	:
ドライバーズブリーフィング	:	スタートリストの発表	:
ラリースタート（1号車予定）	:	ラリーフィニッシュ（1号車予定）	:
最終審査委員会（予定）	:	暫定結果の発表予定（予定）	:
再車両検査（予定）	:	表彰式（予定）	:

第14条 賞典

第15条 ラリー行程表（別添）

第3章 競技参加に関する基準規則

第16条 参加資格

1. J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ

- 1) 競技参加者は当該年有効な J A F 競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
- 2) クルーは当該年有効な J A F 国内競技運転者許可証 B 以上を所持していること。
- 3) クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
- 4) 参加申込締切時点において、普通自動車運転免許を取得後 1 年以上経過していなければならない。
- 5) 20 歳未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
- 6) J A F 登録クラブ員で、かつ所属クラブ代表者が責任を持てる者。
但し、地方選手権クラスのための参加の場合、この限りではない。

2. J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズ

上記 1. 1) ～ 3)、5)、6) に、下記 1) ～ 4) を追記する。

- 1) ドライバーはドライバーとして、過去 5 年以内の J M R C 各地域のラリーシリーズまたは J A F 全日本・地方ラリー選手権においてシリーズ 3 位以内となった経験が無い者であること。

- 2) J M R C 中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任を持てる者であること。
- 3) 上記 1) および 2) 以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。
但しその場合、上記 1) に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
- 4) 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

第 17 条 参加車両

チャンピオンシリーズについては 2018 年 J A F 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定（R N ・ R J ・ R R ・ R F ・ R P N ・ A E）に従った車両とし、チャレンジシリーズについてはこれに加えて F I A 公認車両または J A F 登録車両で、2002 年 12 月 31 日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ 2002 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編ラリー車両規定に従った車両（R B 車両）も参加できる。但し、いずれの車両も下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。但し R P N ・ A E 車両は、2018 年 J A F 国内車両規則に準じること。
2. 各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。
3. 非常用停止表示板（三角）2 枚、赤色灯、非常用信号灯（発煙筒）、牽引用ロープ、O K / S O S マーク（A 3）2 枚、救急用品を携行していること。
4. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3 点式等）に加え、4 点式以上の安全ベルトを装備すること。
5. 2018 年 J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズで
使用できるタイヤは市販タイヤに限る。但し特別規則書により、使用できるタイヤ及び
本数を制限できる。
6. 1 本または複数のスペアタイヤを搭載しなければならない（但し、当初の車両にスペアタイヤが搭載されていない場合はこの限りではない）。
7. エアクリーナーケースを変更することは出来ない。但し、フィルターエレメントの材質は自由とする。
8. 前照灯および前部霧灯については 2017 年国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に従うこと。

9. 過給器付車両へのエアリストリクター装着は任意とする。過給器付き車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とするが、RR車両のリストリクターは公認サイズでなければならない。
過給機ハウジング内径が市販状態で32mm以下である場合はリストリクターの装着は不要とする。
 DE-6クラスについては、エアリストリクターを装着しない場合は、ECUの変更・改造は一切認められない。

第18条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大75台とする。申込台数が75台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第19条 クラス区分

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ

① DE-3クラス

- ・気筒容積1500cc以下のRN、RJ、RPN、RF車両。
 なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ・AE車両（気筒容積別区分なし）。

② DE-4.5クラス

- ・4輪駆動で気筒容積1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両。
- ・2輪駆動で気筒容積1500ccを超える車両RN、RJ、RPNまたはRF車両。
- ・RR車両。

なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

③ DE-6クラス

- ・4輪駆動で気筒容積2500ccを超えるRN、RJまたはRF車両。

2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ気筒容積、駆動方式および異なる車両区分(RN、RJ、RB、RF、RPN、AE、RR)によるクラス区分は行わない。なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第20条 参加受理

- 1) 正式参加受理は、参加申込締切後5日以内に各参加者宛に通知する。(ファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。)
- 2) オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否する権限がある。
- 3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。
また、正式参加受理后、参加料および提出書類は一切返還されない。
- 4) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
- 6) 正式参加受理後の全ての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第4章 競技に関する基準規則

第21条 競技会受付（参加確認）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書、クルーの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード、参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの、写し等は不可）又はこれに該当する書類・参加車両申告書等必要書類を速やかに提出すること。

第22条 車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理およびマーキング・封印を行う場合がある。

車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

- 1) クルーは車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカatalog、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を、常に携帯すること。
また公認車両は前記書類の他に公認書および公認付属書も携帯すること。
- 2) 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。
車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。

- 3) 最終タイムコントロール通過後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。
また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。
その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
- 4) J M R C 中部ラリーシリーズで重量測定の確認を行う場合は、J A F 国内競技車両規定で定められた各数値とする。

第23条 コントロール

オフィシャルの用意する時計によって計時される。

第24条 順位決定

競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課せられたペナルティーを合計して決定される。合計タイムが同じ場合は下記の順により順位を決定する。

- 1) 最初のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
- 2) 次のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
- 3) 競技会審査委員会が最終決定する。

第25条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。
 - (1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、20900円を添えて競技長に提出すること。
 - (2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
 - (3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。
その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
 - (4) 審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。
 - (5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 2) 抗議の時間
 - (1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
 - (2) 成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の延期、中止、または短縮

第26条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
- 2) 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還要求を行うことにより参加料は返還される。
- 3) 中止になった場合、参加料は返還される。
- 4) 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になった場合、または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
- 5) 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第6章 損害の補償

第27条 損害の補償

- 1) 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その修復等に対する責任を自己が負わなければならない。
- 2) 競技参加者、クルーはJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち競技役員がその役務遂行に最善を尽くすことはもちろんであるが、競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
- 3) 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第7章 規則の解釈および施行

第28条 罰則

- 1) ラリー競技開催規定付則「スペシャルステージラリー開催規定」第28条に従う。
- 2) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規定に記載されている条項に従って罰則が適応される。
- 3) 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第29条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第30条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加確認と同時に有効となる。
- 2) 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F 国内競技規則、ラリー競技開催規定、およびその付則に従う。
- 3) 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
- 4) 各規則書発行後、J A F によって決定された事項は、すべての規則に優先する。

J A F 中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会

2018 JMRC中部ラリーシリーズ戦規定

第1条 目的

J A F 中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図り、ラリー競技および JMRC 中部の発展を目的とする。

第2条 シリーズ戦

1. 下記のシリーズを設ける。
 - 1) JMRC 中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - 2) JMRC 中部ラリーチャレンジシリーズ
2. 上記の2つのシリーズは同一競技会において併催することができる。但し併催の場合、参加者は2つのシリーズに重複して参加することはできない。

第3条 部門

下記の部門を設ける。

1. 各クラス・ドライバー部門
2. 各クラス・コ・ドライバー部門

第4条 クラス区分

1. JMRC 中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - ① DE-3クラス
 - ・気筒容積1500cc以下のRN、RJ、RPN、RF車両。
 - ・AE車両（気筒容積別区分なし）。
 - ② DE-4.5クラス
 - ・4輪駆動で気筒容積1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両。
 - ・2輪駆動で気筒容積1500ccを超える車両RN、RJ、RPNまたはRF車両。
 - ・RR車両。

③ DE-6クラス

- ・4輪駆動で気筒容積2500ccを超えるRN、RJまたはRF車両

2. JMR C中部ラリーチャレンジシリーズ気筒容積、駆動方式および異なる車両区分(RN、RJ、RB、RF、RPN、AE、RR)によるクラス区分は行わない。

なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第5条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。
但し、コ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2018年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。

第6条 ポイント

1. チャンピオンシリーズ戦については、各クラスのドライバーおよびコ・ドライバーに対し、JAF地方ラリー選手権の順位に従って下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。
チャレンジシリーズ戦については、下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3

2. 競技会において、各クラス出走台数が1台以上でクラス成立とする。
出走台数が2台以下の場合は1位10ポイント、2位7ポイントとする。
3. ポイント対象者は各競技会参加時においてJMR C中部に加盟するクラブ・団体の所属員(クラブ員)であること。
4. 成立した競技会が7戦以上の場合は高得点順に6戦を、6戦以下の場合は全戦有効ポイントとする。

5. 有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。
 - 1) 全開催数が3戦以下の場合、当該年度における当該ラリーシリーズの
オーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
 - 2) 上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 3) 当該競技者が得た全てのポイントのうち、上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 4) 参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
 - 5) J M R C中部ラリーシリーズ主催者会議にて決定する。
6. 国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、
コ・ドライバー）は、失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪する。
7. 上記6. に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行わず、シリーズ
順位のみを繰上げる。
8. J M R C中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催される
J A F中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。

第7条 競技規則違反

1. 再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て
剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
2. オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズ
ポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第8条 シリーズ表彰

各シリーズとともに各クラス・各部門1位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス
成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。表彰対象者には表彰式招待状を
もって通知する。

第9条 シリーズ表彰式

「J M R C中部 Motor Sports Day 2019」にて開催される表彰式で行なう事を
原則とする。

第10条 シリーズ入賞者の義務

入賞者は表彰式への出席を義務付ける。但しやむを得ず出席できない場合は、その理由と
代理人をラリー専門部会に報告すること。

第 1 1 条 J M R C 全国オールスターラリー出場権

以下の優先順により J M R C 全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとするが、JMRC 中部・登録クラブ員を対象とする

1. J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ 1 位～3 位のドライバー
2. J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ 1 位のドライバー
3. J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ 4 位～6 位のドライバー
4. J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ 2 位～3 位のドライバー
5. 上記以外で J M R C 中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

第 1 2 条 個人情報の取扱等について

主催者は、参加申込書に記載された個人情報等については、厳重に管理し、当該競技運會運営上および当該主催者が主催する別の競技会等への参加募集以外には使用しない。

但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。

さらに、主催者は参加申込書等に記載された個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に限り J M R C 中部事務局に提出する。参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

第 1 3 条 本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMRC中部運営委員会の決定を最終とする。

第 1 4 条 規定の施行

本規定は2018年1月1日より施行する。

本規定の改定、追加項目に関してはJMRC中部ラリー専門部会ホームページにて公示する。

J A F 中部地域クラブ協議会 会 則

第1条 名 称

本会は、J A F 中部地域クラブ協議会と称する。

略称として J M R C 中部 (JAF Motor sports Clubs Regional Conference) を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共に J A F との連絡調整を行うこととする。

第4条 活 動

本会は、第3条の目的達成をするために次の活動を行う。

1. 競技振興に関する事

- 1) 振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。
- 2) 各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- 3) 各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項について J A F との連絡調整を行う。

2. 安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

3. 加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

- 1) 本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

4. その他

- 1) 全国他地域の J M R C との交流および情報交換
- 2) 共済会の運営管理および全国共同共済の参加
- 3) 他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

1. 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員

2. 会員の資格

- 1) 正会員は J A F 登録クラブ・団体および J M R C 中部承認クラブ・団体とする。
J M R C 中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする5名以上、10名以下で構成されるクラブ・団体で、J A F 登録クラブ・団体への変更の意思を有し、J A F の競技許可証所持者が1名以上在籍していること。
- 2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体の正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組織

本会は、次の機構をもって組織される。

1. クラブ・団体代表者会議
2. 運営委員会
3. 理事会
4. 専門部会
5. 専門委員会
6. 事務局

第7条 クラブ・団体代表者会議

1. 本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年1回1月に開催する。
2. 代表者会議は次の事項を審議決定する。
 - 1) 会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
 - 2) 活動計画および収支予算の承認
 - 3) 活動報告および決算報告の承認
 - 4) 当該年度の運営委員の承認
 - 5) 会費負担基準の決定および変更
3. 代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
4. 代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を1個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
5. 運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1. 運営委員長 | 1名 |
| 2. 副運営委員長 | 2名 |
| 3. 専門部会長 | 専門部会数に依る |
| 4. 委員会委員長 | 委員会数に依る |
| 5. 事務局長 | 1名 |
| 6. 運営委員長が指名したJAFモータースポーツ専門部会員 | 若干名 |
| 7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 | 若干名 |

第9条 理事会

理事会は、運営規定第7条により選出された15名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

1. 本会は次の専門部会を置く。
 - 1) レース専門部会
 - 2) ジムカーナ専門部会
 - 3) ラリー専門部会
 - 4) ダートトライアル専門部会
 - 5) 競技会審査委員グループ
 - ①スピード行事審査委員グループ
 - ②ラリー審査委員グループ
2. 各部会の定員は、部会長を含み15名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。
 - 1) 総務広報委員会
 - 2) 事業企画委員会
 - 3) 共済会管理委員会
2. 各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 会議

1. 本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。
 - 1) 代表者会議
 - 2) 運営委員会会議
 - 3) 理事会会議
 - 4) 合同委員会会議
 - 5) 合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第13条 会計

1. 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
 - 1) クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
 - 2) 本会が行う事業の収益金
 - 3) J M R C 中部共済会からの運営管理費
 - 4) 企業、団体からの補助金・賛助金等
 - 5) その他
2. その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。
3. 本会の会計年度は、前年の12月1日より同年11月末日とする。

第14条 役員の職務

1. 運営委員長
 - 1) 運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
 - 2) 代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
 - 3) 地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。
 - 4) 本会の代表として、J A F および他地区 J M R C との交流・連絡・調整を図る。
2. 副運営委員長
 - 1) 運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。
 - 2) 副運営委員長2名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。
3. 専門部会長

運営規定による。
4. 委員会委員長

運営規定による。
5. 事務局長

運営規定による。

第15条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生

した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。

但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第16条 事業年度

本協議会の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第17条 解 散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。

解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。

剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第18条 会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第19条 細 則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第20条 付 則

本会則は、昭和56年8月9日より施行する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定
2015年	7月20日改定

J A F 中部地域クラブ協議会 運 営 規 定

第1条 目 的

本規定は J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第8条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

1. 次年度の運営委員の選出は、前年度の11月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。
2. 運営委員の定員は20名とする。
 - 1) 第6条により選出された正副運営委員長
 - 2) 次年度運営委員長指名による専門部会長
 - 3) 次年度運営委員長指名による専門委員長
 - 4) 次年度運営委員長指名による事務局長
 - 5) 会則第8条の6. 7. による者

第3条 運営委員会の開催

1. 本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。
2. 運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
3. 出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。
4. 運営委員会にオブザーバーの出席を認める。但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

1. J A F から負託された事項
2. J A F に提案すべき事項
3. 運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
4. その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

1. 運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。
2. 可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正・副運営委員長の選出

1. 正・副運営委員長の任期は1期3年とする。
2. 運営委員長の任期の完了する年度の11月末日までに開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。
3. 選挙管理委員会は理事会より3名の委員を選出しこれにあたる。

選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または3会員以上の推薦者を有し本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条 理事会

1. 理事長は理事会での互選とし、任期を3年とする。但し、その再選を妨げない。
2. 理事会は、下記をもって構成する。
 - 1) 理事長
 - 2) 正副運営委員長
 - 3) 運営委員会事務局長
 - 4) 運営委員会および理事会1名以上の推薦の運営委員経験者および学識経験者で理事会の承認を得た者
3. 職 務
 - 1) 原則として年間4回以上の会議を開催する。
 - 2) 理事会はJMR C中部の発展に寄与する提言を運営委員会に対して行う。
 - 3) 運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。
 - 4) 選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。
 - 5) 運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。
 - 6) 運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。
 - 7) JMR C中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。
 - 8) JMR C中部の会計監査を行う。
4. 付 則
 - 1) 理事長は理事の中から事務担当として事務理事を指名することができる。
 - 2) 2. 4) 理事の追加は年度途中での指名を運営委員会の承諾を得て行える。

第8条 専門委員会委員長の職務

原則として以下の担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。ただし事業計画によって委員会を統廃合することができる。

1. 総務広報委員会
 - 1) 予算案の作成
 - 2) 資産の保全、管理
 - 3) 会則、諸規定に関する事項
 - 4) 本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整
 - 5) その他、運営委員会負託事項
 - 6) ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営
2. 事業企画委員会
 - 1) 本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施
 - 2) その他、運営委員会負託事項
3. 共済会管理委員会
 - 1) JMR C中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。
 - 2) 運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条 専門部会長の職務

1. 担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。
2. 運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 原則として委員は各シリーズから主催者、選手代表者を各1名ずつ、事務局1名とする。
副委員長は選出された委員の中より1名を選出する。

第11条 専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

1. 運営委員会から指示された事項の協議およびその報告
2. 協議会の活動促進および担当部門の情報交換
3. 本会を通じ、JAFモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議
4. 審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。
5. その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条 JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

1. 本会所属のJAFモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。
2. JAFモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とJAFとの情報交換を図る。

第13条 専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条 事務局長の職務

1. 本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。
 - 1) 会費の徴収および予算の執行
 - 2) 会計管理
 - 3) 会員管理
 - 4) 書類、資料等の管理保管
 - 5) 対外活動および連絡調整
2. 事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条 会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条 入会金・会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、2年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

1. 正会員

入会金	8,000円
会費 JAF登録加盟団体	85,000円
JAF登録公認クラブ	85,000円
JAF登録加盟クラブ	40,000円
JAF登録準加盟クラブ	20,000円
JMRC中部承認クラブ	15,000円

2. 賛助会員

会費	30,000円
----	---------

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条 入退会**1. 入会手続き**

- 1) 加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。
- 2) 事務局は書類審査のうえ、1週間以内に入会の是非を通知するものとする。
- 3) 申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。
- 4) 年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。
- 5) 3月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

2. 更新手続き

- 1) 年度更新手続き期間は、12月1日から3月31日までとする。
- 2) 入会は歴年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の手続きは3月末日までに行うものとする。
- 3) 昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

3. 退会手続き

- 1) 3月末日までに更新の手続きが無かった場合、3月31日付けで自動的に退会となる。
- 2) 運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

4. 付 則

- 1) 新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。
正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。
- 2) 更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条 付 則

本規定は、昭和56年8月9日より適用する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1996年	1月14日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定
2005年	1月 8日改定
2006年	1月13日改定
2007年	9月16日改定
2011年	11月 8日改定
2015年	7月20日改定

競技会救急安全委員規定

J A F中部地域クラブ協議会（以下「J M R C中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第1条 目的

本規定の目的は、J M R C中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第2条 適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、J M R C中部認定のシリーズ戦とする。

第3条 認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、J M R C中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、J M R C中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第4条 認定講習会

前条のJ M R C中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が5時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

- 1) J M R C中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
- 2) (社)日本自動車連盟が主催する講習会
- 3) 日本赤十字社が主催する講習会
- 4) 市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
- 5) その他、J M R C中部運営委員会が認めたもの。

第5条 救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、J M R C中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第1項第1号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

- 2 J M R C中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。
- 3 第1項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。
- 4 J M R C中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることが出来る。
- 5 J M R C中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第6条 有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

- 1) 第4条第1項第1号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から2年間とする。
- 2) 第4条第1項第2号から第5号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効

期間は、受講した日から1年間とする。

第7条 JMR C中部運営委員会の責務

JMR C中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に1回以上開催しなければならない。

第8条 オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第9条 氏名の公表

JMR C中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

2 オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第10条 競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第11条 医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

2 前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第12条 救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、JMR C中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

2 前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、JMR C中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第13条 罰 則

JMR C中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第14条 本規定の施行

本規定は、2005年1月8日から施行する。

2005年 1月 8日制定

J A F 中部地域クラブ協議会共済規定

1986年 9月23日制定
 1986年11月 1日適用
 1987年 1月 1日施行
 1999年 1月16日改定
 2000年 1月 9日改定
 2007年 9月16日改定
 2008年 1月 1日施行
 2015年 7月20日改定
 2016年 1月 1日施行
2017年 1月14日改定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のために、J M R C 中部共済（以下、共済という）を設け、本規定をもって運用する。

第1章 総 則

第1条 目 的

本共済の目的は次のとおりとする。

1. 被共済者の人身事故に対する救済。
2. 被共済者の社会的権利と地位に関する救済。

第2条 対象競技

本共済の対象競技はつぎのとおりとする。

1. J A F によって公認され、かつ国内で開催されたもの。
2. その他 J M R C 中部運営委員会が認めたもの。

第3条 被共済者

被共済者は、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員として登録された、J A F より発給された自動車競技に関わる当該年度の許可証所持者とする。

但し、J A F 発給の競技許可証未証所持者は、四輪自動車運転許可証の所持者とする。この場合、給付対象となる競技会は第2条に示すものに限る。

第4条 運用と適用

本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本制度の運用は J M R C 中部運営委員会（以下、運営委員会という）が行う。
2. 本制度による給付は申請に基づき運営委員会が行う。
3. 本制度の運用と管理は運営委員会が行う。

第5条 適用資格の有効期間

有効期間は第3条の対象者としての要件を満たしている期間とする。

第2章 財 務

第6条 財 源

本制度の財源は、当該年度11月30日をもってJMR C中部が保有する共済基金およびその利息とする。

第7条 拠出金

拠出金の徴収は行わない。

第8条 給付の制限

1. 付金額が共済会基金を上回った場合（共同共済引き当て分を除く）は給付できないことを予め承知しなければならない。

第9条 使途

基金の使途は第1条に示す目的を遂行する為のものとする。

第3章 給 付

第10条 人身事故への給付

第1条の第1項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は、別に定めるJMR C中部共済給付細則（以下、給付細則という）に定める。

第11条 地位保全への給付

第1条の第2項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は給付細則に定める。

第12条 給付の対象

共済の給付を受ける者は次のとおりとする。

1. 第10条による場合は次のとおりとする。
 - 1) 死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。
 - 2) 死亡以外の場合：本人
2. 第11条による場合：本人

第13条 給付請求の方法

第9条・第10条による給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告し、かつ、3ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。
給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章 改 定

第14条 本規定の改定

本規定の改定は、JMR C中部クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第5章 施 行

第15条 本規定の施行

本規定は2017年度に関して発給される許可証より適用し、2017年1月15日をもって施行する。

以上

JMRC中部共済 運営要項

1986年	9月23日	制定
1986年	11月	1日適用
1987年	1月	1日施行
1995年	12月	9日改定
1998年	12月	6日改定
1999年	11月	7日改定
2000年	2月	1日改定
2007年	9月16日	改定
2008年	1月	1日施行

JAF中部地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき以下の要綱を定め運営する。

第1条 共済会への加入

対象者は共済規定第2条に定める者とし、次の条件を満たした者とする。

1. 加入者の所属するクラブ・団体が当該年度、JMRC中部に加盟していること。
2. JMRC中部に加盟するクラブ・団体に30日以上在籍する所属員であり、当該クラブ・団体によってJMRC中部に登録申請された者とする。

第2条 適用資格の有効期間

共済規定第4条に関する要項

1. 所属するクラブ・団体がJMRC中部への加盟（新規・更新）手続きを完了し、所属員の登録申請を行った日付より当該年度の12月31日までを有効期間とする。
2. 前年度において、当該クラブ・団体が加盟手続きを完了する間を猶予有効期間とする。
但し、最大猶予有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

第3条 運営要項の改定

本要項の改訂は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

第4条 補則規定

基金の保全と健全な運用を計り、管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

1. 基金の保全と運用
 - 1) 基金の保全は、元金保証ファイナンス口座の預け入れによりこれを行う。
 - 2) 運用は管理委員会で計画を立案し、運営委員会の承認のもとにこれを行う。
2. 基金の管理
 - 1) 管理委員会は、帳簿を作成し入出金を管理する。
 - 2) 出金は、運営委員会の要請に基づき出金申請書を作成し、運営委員長の許可の元に事務局がこれを行う。
 - 3) 管理委員会は、収支報告を行う。
3. 基金保全に関する印鑑、証書類の管理
 - 1) 印鑑は運営委員長がこれを管理する。
 - 2) 証書類は管理委員長がこれを管理する。
 - 3) 出納関係書類は事務局長がこれを管理する。
4. 会計処理
 - 1) 共済会の会計年度は、12月1日より翌年の11月30日までの1年間とする。
 - 2) 管理委員会は、12月開催の運営委員会に決算報告を行う。
決算報告には帳簿、関係証書類、保全および運用口座の残高証明の添付を必要とする。

以上

J M R C 中部共済 給付細則

1986年 9月23日制定
 1986年11月 1日適用
 1987年 1月 1日施行
 1995年12月 9日改定
 1996年11月 4日改定
 1998年12月 6日改定
 1999年11月 7日改定
 2007年 9月16日改定
 2008年 1月 1日施行

J A F 中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条 人身事故への給付

規定9条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

1. 同一人に対し、同一年度内の給付最高限度額は500万円とする。
2. 給付の区分は、500万円を100%として別表1の共済給付区分表に定める。
3. 対象競技会は、J A Fによって公認され、かつ国内で開催されたものとする。
4. J M R C 中部承認イベントおよびJ A F 発給の競技許可証未所持者が給付の対象となった場合の最高限度額は500万円とする。その給付の区分は500万円を100%として別表1の給付区分表に定める。
5. 本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。

第2条 規定第10条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

1. 給付はその都度、運営委員会によりその額を決定する。
2. 対象競技会はJ A Fに公認され、かつ国内で開催されたものとする。

第3条 給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりJ M R C 中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

1. 申 請 書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
2. 添付書類：許可証、診断書またはその写し。
3. そ の 他：審査の段階で必要とされたもの。

第4条 改 定

本細則の改訂は、J M R C 中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

別表1 給付区分表

1. 死 亡 100%
(死亡には該当する事故を原因として3ヶ月以内に死亡した物を含む)
2. 目の障害
1) 両目が失明したとき 100%
2) 1眼が失明したとき 60%
3. 耳の障害 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
4. 咀嚼・言語の障害
咀嚼または言語の機能を全く廃したとき 100%
5. 腕(手関節より上半をいう)、脚(足関節より上部をいう)の障害
1) 1腕または1脚を失ったとき 60%
2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
廃したとき 50%
6. その他、身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないとき 100%
7. 給付区分の50%未満は、その都度運営委員会により額を決定する。
尚、その給付は、別表2の共済区分表に定める。

別表2 給付区分表

区分	後遺障害	給付金
①	1. 両眼の視力が0,1以下になったもの。 2. 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの。 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ、大声を解することが出来ない程度になったもの。 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 5. 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの。 6. 1上肢の3大関節中、2関節の用を廃したもの。 7. 1下肢の3大関節中、2関節の用を廃したもの。 8. 1手の5の手指または親指および人差指を含み4の手指を失ったもの。	170万円
②	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0,6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40cm以上の距離では、普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 6. 1手の親指および人差指を失ったもの、または親指もしくは人差指を含み3以上の手指を失ったもの。 7. 1手の5の手指又は親指及び人差指を含み4の手指の用を廃したもの。 8. 1指をリスフラン関節以上で失ったもの。 9. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 10. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの。 12. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの	140万円

③	1. 1眼が失明または1眼の視力が0,02以下になったもの。 2. 脊柱に運動障害を残すもの。 3. 1手の親指および人差指または親指もしくは人差指を含み3以上の手指の用を廃したもの。 5. 1下肢を5cm以上短縮したもの。 6. 1上肢の3大関節中、1関節の用を廃したもの。 7. 1下肢の3大関節中、1関節の用を廃したもの。 8. 下肢に仮関節を残すもの。 9. 下肢に仮関節を残すもの。 10. 1足の足指の全部を失ったもの。 11. 脾臓または1側の腎臓を失ったもの。	100万円
④	1. 両眼の視力が0,6以下になったもの 2. 1眼の視力が0,06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの。 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解する事が出来ない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが出来ない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解する事が困難になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手の親指を失ったもの、人差指を含み2の手指を失ったもの、または親指および人差指以外の3の手指を失ったもの 13. 1手の親指を含み2の手指の用を廃したもの 14. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15. 1足の足指、全部の用を廃したもの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの	80万円
⑤	事故により連続して7日以上入院したとき、1日目から180日の範囲内とする。	1日 3000円
⑥	事故により7日以上通院したとき、1日目から90日の範囲とする。 但し、就業不能状態の日数を限度とする。	1日 1500円

以上

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

JMRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するJMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、JMRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期日に間に合わなかった場合は適用されません。

- 1) 申請期日: 前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。
または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

- 2) 申請先: JMRC中部事務局

- 3) 申請用紙: 所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

- 1) 登録期日: 前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。
または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

- 2) 登録先: JMRC中部事務局

- 3) 登録用紙: 所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

- 1) JMRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

＊スピード行事の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

＊ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

- 2) シリーズで行うクローズドイベント(スピード行事)

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上

JMRC中部共済適用 承認イベント申請基準

JMRC中部は、モータースポーツ活動の振興と安全の高揚を目的としたイベントにおける会員の人身事故を救済するため、本会が承認するイベントに限り、JMRC中部共済の適用を可能とします。

ただし、JMRC中部共済の適用を受ける場合は、申請・審査・承認の手続きが必要です。

尚、当該イベントが著しく競技性を有する場合は、JAF公認競技(クローズド格式以上)で開催してください。JMRC中部共済の適用申請にあたっては以下の点にご留意ください。

●申 請

1. 主催者

JMRC中部に加盟する正会員(クラブ・団体)またはJMRC中部専門部会／委員会とします。

2. 参加者の募集

メディア・公式サイト・郵送等により告知され、公募するイベントであること。

3. 申請書および添付書類

所定の申請書・イベントの告知文書および本会が提出を依頼したもの。

4. 申請期日、方法

開催日の1ヶ月前までに郵送または手渡し。(Fax または e-mail での仮受付可)

5. 給付の対象者

正会員の所属員(クラブ員)とします。

共済会に登録されていないクラブ員は、開催日までに必ず登録を行ってください。

6. 対象範囲

受付から終了時までのイベント会場敷地内におけるイベントに関わる事故。

7. 最高給付限度額

承認イベントでの最高給付限度額は500万円です。

8. 申請書類の送付先

〒509-5142

岐阜県土岐市泉町久尻 1417-47

JMRC 中部事務局 村瀬 秋男

TEL&FAX (0572) 55-5201

以上

JMRC中部共済会加入とクラブ印のお話し

団体加入です。

JMRC中部共済会は、個人加入が出来ません。「団体加入」になりますので貴方が所属するクラブから共済会に登録申請してください。

登録が必要です。

クラブが貴方を登録申請することによって、共済会に加入したことになります。登録申請が無い場合は、未加入あつかいになりますのでご注意ください。

有効期間は？

有効期間は、登録申請日からその年の12月31日までです。
ただし、年度が変わってもすぐにクラブ更新が出来ない場合を考慮して、前年度に加盟実績のあるクラブは、新年度の3月31日まで猶予有効期間を設けています。

ライセンス未所持者
も加入できます

はい、出来ます。
加盟クラブに所属するクラブ員であれば加入できます。ただし、四輪運転免許証所持者に限ります。その場合の加入証明は、運転免許証をコピーして、その裏面に「JMRC中部登録クラブ印」を捺してください。

いつでも登録できる
のですか？

はい、出来ます。
年度登録、追加登録する場合は、郵送して登録してください。
緊急を要する場合は、例外的処置として、前日の24時までFAX登録も可能です。もちろん、後日正式書類を郵送してください。

競技会での加入
証明は？

参加申込書に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあれば「加入証明」になります。
また、競技会で参加受付確認時に「ライセンス裏面」に捺してあるかどうかチェックします。
イベントに参加される方はJMRC中部共済に加入していることを所属クラブに確認してください。
なお、クラブ印が無い場合は文書などをもって当日までに競技に有効な傷害保険の加入を証明してください。

クラブ更新中
ですか？

年度更新の手続き中などの対応として、3月31日までの参加申込や競技会に参加をする場合に有効ですが、4月の競技会参加時に、新ライセンスに「クラブ印」が無いとNGになります。2016年より「JMRC中部登録クラブ印」には年号の記載がありません。
JMRC中部事務局では選手権が始まる3月中旬ごろから4月上旬までクラブの更新状況を毎週ホームページでアップします。(未更新情報もUP予定)特に4月1日以降に開催されるイベント主催者は必ずホームページで更新状況を確認してください。

クラブ員登録申請
書は？

既存の物でしたらJMRC中部のホームページに有ります。
必要事項が記載して有れば自作の物でも構いません。

JMRC 共同共済規程

本規定は JMRC 全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第 1 条 (名 称)

本会は、JMRC 共同共済会と称する。

第 2 条 (目 的)

本会は、JMRC 全国協議会の専門委員会として全国各 JMRC 共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、JAF モータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 (会 員)

本会は、全国各 JMRC を会員とする。

なお、会員とは、JMRC 全国協議会会則、第 3 条に定められた会員とする。

第 4 条 (事務局の所在地)

東京都に置く。

第 5 条 (財 源)

本会の財源は、第 3 条に定める会員による預かり金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入（利子を含む）による。

第 6 条 (預かり金)

預かり金の額、及びこれに関するその他の項目は、JMRC 共同共済細則によって定める。

第 7 条 (運 営 費)

本会の運営に関わる経費は、第 5 条より負担する。

第 8 条 (入会及び継続)

入会は、本会加盟申請届と預かり金を、本会宛に提出した事により入会とする。また、会員から文書でもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。

1. 預かり金は、第 13 条により退会される場合には返還されるが、その時点にて、退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。（年度内の退会は出来ない。）

第 9 条 (会員の義務)

会員は、分担金を負担する義務を要する。

1. 分担金は第 11 条による支払いが生じた時、前年度末の JAF ライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末の JAF ライセンス所持者数の構成比でもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。

第 10 条 (役 員)

本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。

1. 委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。
2. 委員の選任は JMRC 全国協議会会則、第 19 条による。
3. 各役員の任期は、毎年 1 月 1 日もしくは選任された日からその年の 12 月 31 日までとする。

第 11 条 (活 動)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。

1. 相互扶助に関する事項

本会会員に所属する共済加入者が①、②に参加し、死亡（不具廃疾）、事故（社会的地位を脅かされた場合を含む）に対して各会員が給付金を支払う場合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

① J A F 公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クローズド競技を含む）。

②

1) スピード行事の全日本選手権、J A F カップ、全国オールスター、東日本・西日本フェスティバルの当該オーガナイザーが競技会の為に実施される、練習会、テストラン。

2) ラリー競技会の公式レッキ（オフィシャルのコース管理下に於いて行われるレッキで、公式タイムスケジュールに記載されたもの。）

3) 全国運営委員長会議で決定された、全国規模の J A F 公認競技会。

第 1 2 条 （会 議）

本会は、下記により会議をもって運営する。

1. 会議は役員定例会議を原則として年 1 回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
2. 会議は委員長が招集し、議長となる。
3. 議決は会員の 3 分の 2 以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者（議決権は各 J M R C を 1 票とする）の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

第 1 3 条 （退 会）

1. 会員の J M R C が解散した時。
2. 会員が文書でもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、J M R C 全国協議会会則、第 1 章、第 5 条により決定された時。

第 1 4 条 （会員資格の取消と除名）

本会はいかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、J M R C 全国協議会会則、第 1 章第 6 条に上申する権限を保有する。

第 1 5 条 （規定の変更）

本規定の変更は、規定第 1 2 条の会議において審議され、その出席者の 3 分の 2 以上の同意を得た場合、J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条に上申する事が出来る。

第 1 6 条 （細 則）

本規定に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則を J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条により、別に定める。

第 1 7 条 （解散及び残金財産の処分）

本会は、規定第 1 2 条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条に上申する事が出来る。

第 1 8 条 （本会の年度）

本会は、1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日までを一期とする。

1 9 9 6 年	1 1 月	1 日	制定適用
1 9 9 7 年	1 月	1 日	施行
2 0 0 0 年	1 月	1 日	改定施行
2 0 0 6 年	1 月	1 日	改定施行
2 0 0 9 年	6 月	1 日	改定施行

以上

JMRC 共同共済細則

本会は、JMRC 共同共済会規定（以下規定）に基づき細則を定める。

第1条 （預かり金）

預かり金の額は1会員につき、金1,250,000円とする。

第2条 （給付金細則）

1. 規定第11条における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者1名に付1,000万円とする。同一年度内とは、対象者が各会員の共済会に加入した年の1月1日、もしくは加入時よりその年の12月31日までとする。
2. 給付金の金額は、規定第12条に定める会議でJMRC 共同共済細則（以下細則）第4条に基づき決定する。
3. 対象範囲は、規定第11条による。但し、②③に於いては、該当日の1週間前迄に、会員事務局より、本共済事務局に内容及びタイムスケジュールを通知し、承認を受けなければ成らない。
4. 第2条—3以外の催事、行事（走行会、講習会、練習会等）における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第3条 （給付金請求の方法）

1. 給付金の請求は、別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後90日以内に{共同共済給付金申請書}が提出されたものに限る。
第4条3.は、この限りではない。）
2. 給付金の請求に関して、細則第5条—2により仮払いの請求ができる。

第4条 （給付金区分）

1. 別表1に定められ、そのつど本会で審議され決議される。
2. 別表1に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。
3. 社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ界が不利益を被るおそれがある時）本会の審議により決議される。
4. 別表1に示されない障害（50%未満）については、本会は支払わないものとする。

第5条 （給付金支払い及び給付金仮払い）

1. 別表1に定められる給付金区分1—1に於いては、会員より請求があり給付決定後、速やかに会員に支払われる。
2. 別表1に定められる給付金区分1—2及び、給付金区分2から給付金区分6のいずれかに、明らかに認定される場合には、会員は仮払い請求をすることができる。
3. 対象者の給付金区分の認定は、当該事故後180日をもって本会で決議され、認定された給付金区分に該当する給付金が支払われるものとする。
4. 対象者の給付金区分の認定が、当該事故後180日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後300日とする。

第6条 （運営上の細則）

1. 本会運営については、預かり金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規定第12条にて決定する。
2. 規定第12条（2）の事項の場合は、会議費用は等分され会費にて各会員の共

済会が負担するものとする。

3. 本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会がもつものとする。

1996年11月1日	制定適用
1997年1月1日	施行
1998年1月1日	改定施行
1999年6月22日	訂補
2000年1月1日	改定施行
2001年1月1日	改定施行
2006年1月1日	改定施行
2009年6月1日	改定施行

以 上

別表 1 (給付区分表)

給付金区分－１・・・・１００％

- 1) 死亡
- 2) 当該する事故を原因として９０日以内に死亡したもの

給付金区分－２・・・・１００％

- 1) 両眼が失明したもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6) 両上肢の用を全廃したもの
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8) 両下肢の用を全廃したもの
- 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分－３・・・・８０％

- 1) １眼が失明したもの
- 2) 両眼の視力が０．０２以下になったもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 7) 両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分－４・・・・７０％

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 4) 両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分－５・・・・６０％

- 1) 両眼の視力が０．０６以下になったもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 3) １上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 4) １下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分－６・・・・５０％

- 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 3) １上肢を腕関節以上で失ったもの
- 4) １下肢を足関節以上で失ったもの
- 5) １上肢の用を全廃したもの
- 6) １下肢の用を全廃したもの
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの

2000年1月1日 施行
以上

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を発展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会(以下スピード行事)等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会(以下互助会という)とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前にJMRC中部の承認を得られた大会に参加するドライバー。
4. そのほかJMRC中部が認めた者。

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。

(1) ラリータイプ

各自、ラリー専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

(2) スピード行事タイプ

スピード行事の場合、スピード行事専用の振り込み用紙にて3,000円の会費(1年間の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。(注1)

ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。(注2)

注1:振込み日以前の大会分は無効 注2:再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる

(3) イベントタイプ

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は参加者1名当たり300円の会費(1大会ごとの掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込むとともに事務局あてに指定の参加者名簿をFAX、電子メールにて送付すること。

2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード行事タイプの場合は加入日から当該年度12月31日までとする。

第7条 適用競技会等

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード行事タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。
 - (1) JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権(通称チャンピオン戦、ミドル戦)全戦
 - (2) JMRC全国オールスタージムカーナ・ダートトライアル
 - (3) JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル
3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容(対人)

■ ラリータイプの場合

当該競技中(レッキを含む)に発生した、クルーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■ スピード行事タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、

1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■イベントタイプの場合

イベントに参加ドライバー本人の人身事故(死亡事故)に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連続7日間以上入院したとき、1日目から180日の範囲内で1日当たり3,000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条 補償内容(対物)

■ラリータイプの場合

当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード行事タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円(免責3万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

なお上記のほかにクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合(整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く)は3万円を限度に給付する(免責なし、前項と重複給付可)

■イベントタイプの場合

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。
2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。
3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。
2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。
3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借入れを行い給付することが出来るものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。
4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。
5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日
施行 2016年1月 1日
改定 2016年1月 9日

JMRC中部モータースポーツ互助会加入のご案内

別紙規約を熟読の上以下の要領でお申し込みください

※ラリータイプの記入例

00		払込取扱票									
		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
		口座記号				口座番号（右詰で記入）				金 額	
		※ 0 0 8 2 0				※ 3				※ 1 8 4 3 0 2	
加入者名		JMRC 中部 MS 互助会								料 金	
通 信 欄		大会名称 ○△ラリー2016								備 考	
ご依頼人		開催日 ○月○日から○月○日									
		所属クラブ チーム○○									
		ライセンスナンバー 1 2 3 4 5 6 8 9 1 2 3 4									
		123-456									
		愛知県名古屋市○○区○○町1 2 3									
		○×マンション1-2 3									
		山田 太郎									
		(ご連絡先電話番号 052- 1234 5678									
		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)									
		これより下部には何も記入しないでください。									

振替払込請求書兼受領証

00		振替払込請求書兼受領証									
		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
		口座記号				口座番号（右詰で記入）				金 額	
		※ 0 0 8 2 0				※ 3				※ 1 8 4 3 0 2	
加入者名		JMRC 中部 MS 互助会								料 金	
通 信 欄		大会名称 ○△ラリー2016								備 考	
ご依頼人		開催日 ○月○日から○月○日									
		所属クラブ チーム○○									
		ライセンスナンバー 1 2 3 4 5 6 8 9 1 2 3 4									
		123-456									
		愛知県名古屋市○○区○○町1 2 3									
		○×マンション1-2 3									
		山田 太郎									
		(ご連絡先電話番号 052- 1234 5678									
		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)									
		これより下部には何も記入しないでください。									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

※スピード行事タイプの記入例

00		払込取扱票									
		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
		口座記号				口座番号（右詰で記入）				金 額	
		※ 0 0 8 2 0				※ 3				※ 1 8 4 3 0 2	
加入者名		JMRC 中部 MS 互助会								料 金	
通 信 欄		スピード行事タイプ								備 考	
ご依頼人		所属クラブ チーム○○									
		ライセンスナンバー 1 2 3 4 5 6 8 9 1 2 3 4									
		123-456									
		愛知県名古屋市○○区○○町1 2 3									
		○×マンション1-2 3									
		山田 太郎									
		(ご連絡先電話番号 052- 1234 5678									
		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)									
		これより下部には何も記入しないでください。									

振替払込請求書兼受領証

00		振替払込請求書兼受領証									
		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
		口座記号				口座番号（右詰で記入）				金 額	
		※ 0 0 8 2 0				※ 3				※ 1 8 4 3 0 2	
加入者名		JMRC 中部 MS 互助会								料 金	
通 信 欄		スピード行事タイプ								備 考	
ご依頼人		所属クラブ チーム○○									
		ライセンスナンバー 1 2 3 4 5 6 8 9 1 2 3 4									
		123-456									
		愛知県名古屋市○○区○○町1 2 3									
		○×マンション1-2 3									
		山田 太郎									
		(ご連絡先電話番号 052- 1234 5678									
		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)									
		これより下部には何も記入しないでください。									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

※イベントタイプの記入例

払込取扱票											
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
口座記号				口座番号(右詰で記入)				金額			
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
0	0	8	2	0	3	1	8	4	3	0	2
JMRC 中部 MS 互助会								金額		¥6000	
大会名称 ○△□走行会 開催日 ○月○日 JMRC中部承認日 ○月○日 加盟団体 株式会社○○ 開催場所 ○△サーキット 参加人数 20名 〒 123 456 愛知県名古屋市○○区○○町123 株式会社○○ 代表取締役 山田太郎 様 (ご連絡先電話番号 052- 1234 5678)											
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。											

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

通 信 欄 ・ ご 依 頼 人

おなまえ

おところ

日 附 印

料 金

備 考

円

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り取らないでお出ください。

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証											
口座記号		口座番号(右詰で記入)									
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
0	0	8	2	0	3	1	8	4	3	0	2
JMRC 中部 MS 互助会								金額		¥6000	
おなまえ ○△□走行会 株式会社○○ 代表取締役 山田太郎 様 (消費税込み)											
日 附 印											
料 金											
備 考											
円											

この受領証は、大切に保管してください。

JMRC中部モータースポーツ互助会イベントタイプ申込書

イベント名称 _____

開催場所 _____

JMRC登録印

主催者 _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

携帯 _____

開催日 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

参加者名簿 参加人数 _____ 人

JMRC中部承認欄

FAX → 0572 (55) 5201

Email fmmurase@ob.aitai.ne.jp

印

月 日

別添資料添付可

J M R C 中部スポーツ安全保険加入支援規定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、本規定をもって運用する。

第1条（目的）

この規定は、J M R C 中部が会員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、必要な事項を定める。

第2条（事業）

この制度は、J M R C 中部が加入を希望する会員に対してスポーツ安全保険の加入金の一部として1名当たり1,000円を補助する。

第3条（対象者）

1. この制度の対象者は、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員とし申請時においてクラブ、団体に30日以上所属実績があるものとする。
2. 補助を受けたものでJ M R C 中部のクラブ、団体での活動に実態が無いと確認された場合、補助金の返金を求める場合がある。
3. 補助人数の上限は公認団体、公認クラブ30名、加盟クラブ15名、準加盟クラブ10名、承認クラブ5名とする。

第4条（補助申請方法）

1. スポーツ安全保険の加入は各クラブ単位で行うものとする。なお、登録時の団体名にJ M R C 中部と記載すること。（例：J M R C 中部〇〇〇レーシングクラブ）
2. 新規加盟時または年度更新時において提出するJ A F 中部地域クラブ協議会共済会クラブ員登録申請書に併せて、スポーツ安全保険加入者団体員名簿、払い込み完了通知書の写しを郵送、または電子メールにて送付するものとする。
3. 補助金の申請は1クラブあたり年度毎に1回のみとし3月1日から4月末日までに申請するものとする。
4. 補助金の支給は銀行振り込みにてクラブ指定の口座に振り込むものとする。なお、その場合の振込み手数料はクラブの負担とする。

第5条（財源）

本制度は原則として限りのあるJ M R C 中部基金を財源とするため制度利用者の増加や基金の減少により中止や廃止されることを予め承知しなければならない。

第6条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第7条（その他）

J A F 公認競技会において監督役務や審査委員を務める予定があるものは本制度の利用を強く推奨するものとする。

第8条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定

2016年1月 1日施行

2016年1月 9日改正

2017年1月14日改定

J M R C 中部モータースポーツ振興基金規定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）は、J M R C 中部の事務局開設、維持を目的に積み立てられた維持準備金、及びJ M R C 中部基金をJ M R C 中部の運営、モータースポーツの振興を目的とし、本規定をもって制定し運用する。

第1条（目 的）

この規定は、J M R C 中部が中部地区のモータースポーツ振興及び事務局の維持、開設をはかるために設定したJ M R C 中部モータースポーツ振興基金（以下「基金」という）に関し、必要な事項を定める。

第2条（事 業）

この基金は、J M R C 中部が主に中部地区のモータースポーツを振興するために行われる事業や事務局の開設、維持に必要な費用、及び会員の福利厚生にあてる。

第3条（構 成）

1. この基金は、2016年11月30日現在保有する維持準備金、及びJ M R C 中部基金を基本とした資産とする。
2. 基金の積み立ては一般会計の余剰金、寄付金をもってそれに充てるものとする。

第4条（管 理）

1. この基金の管理並びにその運用は運営委員会が行う。
2. 基金を取り崩す場合は運営委員会及びクラブ・団体代表者会議の承認を得て一般会計に繰り入れるものとする。

第5条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第6条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定
2016年1月 1日施行
2017年1月14日改定

資 料

■ 2017年度JMRC中部加盟・クラブ団体数

2017年12月現在

	公認クラブ	加盟クラブ	準加盟クラブ	承認クラブ	合 計
富山支部		5	5	2	12
石川支部		7	5		12
福井支部		1	3		4
岐阜支部		6	5	2	13
静岡支部		6	9		15
愛知支部	1	21	27	6	55
三重支部	1	2	8	1	12
合 計	2	48	62	11	123

■ JMRC中部共済会

共済会年度別加入者数	
1993年	10,073
1994年	9,462
1995年	8,547
1996年	2,840
1997年	4,748
1998年	4,059
1999年	4,737
2000年	4,538
2001年	4,317
2002年	4,186
2003年	3,607
2004年	2,909
2005年	2,787
2006年	3,260
2007年	2,803
2008年	3,002
2009年	2,868
2010年	2,715
2011年	2,569
2012年	2,515
2013年	2,499
2014年	2,499
2015年	2,567
2016年	2,570
2017年	2,671

■ 中部地区許可証発行数

許可証所持者数	
1993年	
1994年	
1995年	8,418
1996年	8,213
1997年	7,896
1998年	7,547
1999年	7,505
2000年	7,243
2001年	7,099
2002年	7,092
2003年	7,033
2004年	7,085
2005年	6,730
2006年	6,250
2007年	5,930
2008年	7,007
2009年	7,007
2010年	6,879
2011年	6,732
2012年	6,816
2013年	7,115
2014年	7,307
2015年	7,603
2016年	7,820
2017年	8,191

2017年度 JMRCC中部 加盟クラブ名簿

富山支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-16002	AND	成瀬 克巳	939-1542	富山県南砺市梅ヶ島250		0763-32-7052	
2-16003	BIGVAN	芳田 浩二	939-8003	富山県富山市西公文町3-18		076-422-2697	http://www.ctt.ne.jp/~body/bigvan1.html
2-16004	TEAM ABC	塩岡 雅敏	930-0982	富山県富山市荒川1-2-18		076-431-3674	
2-16010	TOMBO	坂坂 尚孝	939-8183	富山県富山市小中407	小杉建設内	076-429-0419	
2-16011	PUMA	中西 正亮	939-0351	富山県射水市戸破1637	株式会社 MS部	0766-57-8181	
3-16022	MSC-WAGO	村井 勝	930-2243	富山県富山市西方荒屋1453-1		076-435-2673	http://msc-wago.hp.infoseek.co.jp/index.html
3-16030	TONG	喜田 伸一	930-0985	富山県富山市田中町4-9-20	コーポ小西3-201	076-441-0167	http://www11.ocn.ne.jp/~fes/index.htm
3-16031	PROJECT K	吉村 祐司	933-0813	富山県高岡市下伏間江575		090-7088-4883	http://pr-k.com/link.html
3-16032	Team Abroad	山田 徹志	939-1665	富山県南砺市小山108		0763-52-3349	
3-16034	CAT	山岡 昇	932-0231	富山県南砺市山鼻1205		0763-82-0845	
4-16001	BOMB	辺城 拓郎	930-0826	富山県富山市上庄町2		076-451-5258	
4-16002	EMOTION	渋谷 達也	934-0042	富山県射水市作道691-6		0766-84-1214	

石川支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-17001	IRC	市川 大輔	920-0057	石川県金沢市桜田町3-29	サーパス桜田町二番館005号	076-232-0779	http://blog.so-net.ne.jp/d-ichi_irc/
2-17002	R-8石川	見沢 宏徳	921-8813	石川県野々市市下林1丁目388		076-248-8133	http://motor.geocities.jp/fsdpn318/
2-17003	MRT-金沢	大弥 保憲	924-0862	石川県白山市安田町35-1		076-204-6860	http://www.mrt-k.jp/
2-17008	KRM	中田 利明	920-0064	石川県金沢市南新保口43	小西タイヤサービス内	076-237-4727	
2-17009	BELL	石原 桂司	921-8061	石川県金沢市森戸1-69-1	(株)アイエーテック内	076-240-8884	
2-17011	Three-R	福田 淳三	924-0821	石川県白山市木津町1061		076-276-5650	
2-17016	MSC MONZEN	新木 正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町口の100		0768-42-2025	
3-17018	IMSC	吉本 紀隆	920-0164	石川県金沢市堅田町甲43-15		076-258-4531	
3-17021	TOLAP	門田 茂	921-8805	石川県野々市市稲荷2-75		076-294-3641	
3-17024	BNS	松田 義則	920-0811	石川県金沢市小坂町西112-1	メッド東金沢101	076-257-5136	
3-17027	TTAS	若林 浩二	921-8802	石川県野々市市押野5-224		076-294-4775	
3-17028	Team ATT'S	船塚 仁嗣	929-1721	石川県鹿島郡中能登町井田86-64		0767-76-1401	kouji8080nanao@yahoo.co.jp

福井支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-18001	UPARA	山田 哲次	910-4127	福井県あわら市西温泉2-707-2		0776-78-5821	
3-18011	I・S・S	山田 岳志	910-2163	福井県福井市栢泉町32-6-5			http://ispecsports.blog116.fc2.com/
3-18012	TEAM B&B	竹中 耕一	914-0146	福井県敦賀市金山68-5-3		0770-22-4201	
3-18015	Duck bill	鳥居 昭夫	919-1314	福井県三方上中郡若狭町能登野33-16-2		0770-45-1741	

岐阜支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-21002	COST	村瀬 秋男	509-5142	岐阜県土岐市泉町久尻1417-47		0572-55-5201	
2-21003	RTN	柳原 勝巳	500-8244	岐阜県岐阜市細畑塚浦29-1		058-248-6465	http://www.5a.biglobe.ne.jp/~takapro/
2-21016	CMS岐阜	澤田 幸良	501-2561	岐阜県岐阜市福富笠海道268-1		058-229-7052	http://www.rallart.co.jp/cmsc/list.html
2-21019	FORMULA	小川 国大	504-0011	岐阜県各務原市那加北洞町2-150-2	モンテカルロ内	0583-89-1505	
2-21023	ARCN	杉本 達哉	465-0068	愛知県名古屋市中区名東区牧の里3-401	高針住宅3棟305号	052-702-6951	
2-21024	Pleasure	石井 公久	503-0836	岐阜県大垣市大井4-44-1	プレジャーレーシングサービス内	0584-87-0687	http://pmsc.prs.jp/
3-21004	TKR	河合 久良	501-6322	岐阜県羽島市桑原町前野1237-2		058-398-8902	
3-21010	ROD	山田 光男	508-0003	岐阜県中津川市巾色町2-12		0573-66-2892	
3-21055	Mac Sport	河合 正好	501-6017	岐阜県羽島郡岐南町徳田西3-97-1	ガレージマック	058-276-9045	http://www.jyuichiya.com/mac/
3-21056	RO-G	伊藤 清隆	503-0211	岐阜県安八郡輪之内町福東新田166-1	真心多聞内	0584-69-2156	http://rc-g.hp.infoseek.co.jp
3-21057	まんざく	井上 尚志	504-0852	岐阜県各務原市蘇原古市場町1丁目7	まんざく自動車	058-380-5461	http://www.mansaku.jp/
4-21001	ATTACK	尾藤 公紀	501-4614	岐阜県郡上市大和町島5901-1		0575-88-3261	
4-21002	SP-R	幸羽 史子	503-2205	岐阜県大垣市神明1-16-7		0584-71-5034	

静岡支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
2-22011	SHERATON	三浦 悦子	432-8033	静岡県浜松市中区海老塚2-25-36		053-455-3577	
2-22028	TEAM SCALAR	池谷 哲志	433-8108	静岡県浜松市北区根洗町198-2	イケヤボディサービス	053-437-9010	
2-22033	R&R	坂井 浩二	438-0017	静岡県磐田市安久路2-24-5		0538-36-3049	
2-22031	AZUR-RS	川村 徹	417-0061	静岡県富士市伝法946-16	アジュール内	0545-71-9575	http://www.es-azur.com/
2-22049	M-I	前島 孝光	432-8012	静岡県浜松市中区布橋2-9-2		053-473-4342	
2-22050	TAKE'S	鏑野 賢志	410-1126	静岡県裾野市桃園27	(有)テイクス	0559-93-9815	www.taem-takes.com
3-22001	MSC-G	鈴木 功人	434-0044	静岡県浜松市浜北区内野3058		053-586-8257	
3-22049	BMSC	前田 好昭	426-0046	静岡県藤枝市高洲57-22		054-635-8768	
3-22062	VENTO'S	加茂 博昭	432-8006	静岡県浜松市西区大久保町5347	カムガレージ内 チームヴェントス	053-482-0082	http://www.kaem-garage.com
3-22066	CMSC浜松	荒津 啓司	441-8124	愛知県豊橋市野依町字西川49		0532-25-4196	http://www.rallart.co.jp/cmsc/list.html
3-22084	HOLLY HOOK	岡田 和規	421-0121	静岡県静岡市駿河区広野5-3-6		054-257-2258	
3-22086	UNICORN	石澤 仁敏	425-0088	静岡県焼津市大覚寺1-10-1		054-628-1608	
3-22089	ALL-ROUND	山田 尚之	430-0853	静岡県浜松市南区三島町1510-2		053-489-4141	
3-22090	ENKEI	小野田 真弓	430-0904	静岡県浜松市中区中沢町66-13		053-472-3589	
3-22092	EATH	落合 啓司	435-0055	静岡県浜松市中区十軒町276-1	ムーンリバーサイト202号	053-468-2183	

愛知支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
1-23001	NRC	稲葉 憲二	463-0065	愛知県名古屋市守山区廿軒屋14-40	きとクラユニック内 NRC事務局	0568-77-5534	http://www.nrc-g.com/
2-23002	AASC	志垣 満	465-0092	愛知県名古屋市中東区社台1-63-1		052-776-7278	
2-23008	FASC	蘇下 宗男	470-0331	愛知県豊田市平戸橋町永和8-32		0565-42-4162	http://www.fasc.jp/
2-23011	MASC	米谷 展生	480-1103	愛知県長久手市琵琶ヶ池20-1	(株)LUCK内	0561-63-0101	http://luckmc.ec-net.jp
2-23014	TSRC	増田 啓一	492-8412	愛知県稲沢市大矢町高松38-1	オリエンタル406号	0587-36-4973	http://homepage3.nifty.com/km-tsrc/TSRC.htm
2-23017	SHIROKIYA	鈴木 真由美	470-2105	愛知県知多郡東浦町藤江奥蔵50-7		0562-84-6073	http://www.srs-works.co.jp/motorsport.htm
2-23024	K-oneR	竹谷 一徳	456-0032	愛知県名古屋市中熱田区三本松町2-18	株式会社ヤササービス内	052-871-2055	http://www.k-one.to/
2-23029	LIMIT	木村 政伸	457-0051	愛知県名古屋市中南区笠寺町上新町47		052-821-4288	
2-23030	PORT T	小林 均	441-8019	愛知県豊橋市花田町斉藤62		0532-31-3959	
2-23035	SHALET	河田 富美男	504-0926	岐阜県各務原市上中屋町3-283		058-383-7849	
2-23036	ARC	山田 浩二	471-0014	愛知県豊田市東山町2-1515-48		0565-98-3531	
2-23041	ZEST	坂 和磨	444-0902	愛知県岡崎市船越町字西沖4番地2	シンフォニア岡崎西807号室	0566-32-8850	
2-23052	LUCK SPORT	村木 佐千子	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池20-1	(株)ラック内	0561-63-0101	http://luckmc.ec-net.jp
2-23056	T-321	松下 和樹	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東23-7	株式会社 ゼスト内	0566-83-0030	www.t-zest.com
2-23059	PALM TOWN	岩月 邦博	446-0007	愛知県安城市東栄町2-7-13		0566-98-1961	http://602.co.jp/PTG/member.htm
2-23061	DART	伊藤 英功	457-0065	愛知県名古屋市中南区元鳴尾町391-2		052-811-4719	http://dart2001.hp.infoseek.co.jp/index1.htm#TOP
2-23068	CTRC	森本 守孝	479-0807	愛知県常滑市小鈴谷字赤松26		0569-37-0363	http://www.rstakeda.com
2-23081	RST	武田 浩美	468-0013	愛知県名古屋市中天白区荒池2-1315	(有)ルーズトッグ	052-802-0647	http://www.loseedogs.com/
2-23082	LOSE DOGS	武田 節生	446-0007	愛知県安城市東栄町6-2-26	株式会社 美浜サーキット・クニモト	0569-87-3003	http://mihana-ck.com
2-23084	MMSC	藤井 涼太	470-3235	愛知県豊田市京町4-9-3	グローリアス豊田梅坪東第2 501	0565-31-6351	
2-23085	TEAM-TASC	藤綱 和敏	471-0063	愛知県豊田市京町4-9-3		03-6455-4390	http://lovedrive.co.jp
2-23086	Love drive	岩岡 万梨恵	106-0032	東京都港区六本木7-11-24		052-824-8577	
3-23010	ADJUST	成田 綾子	457-0055	愛知県名古屋市中南区星宮町220番地		0533-87-3817	
3-23023	T-AIHO	中根 秀之	442-0863	愛知県豊川市平尾町上藤井28-2		0564-62-7572	
3-23038	TEM-R	富永 英己	444-0126	愛知県額田郡幸田町大字桐山字立岩1-100	オートスポーツウッドベッカー	0533-88-4734	
3-23041	SWIFT	伊藤 大蔵	442-0844	愛知県豊川市小田沢町3-40	(有)伊藤木型内スィフト事務局	052-802-1199	http://www.hm2.aitai.ne.jp/~m-four/
3-23066	ATHLETE	大橋 昌樹	468-0053	愛知県名古屋市中天白区榎田南2-602	(有)コスモス		
3-23089	RMA	中野 政司	475-0073	愛知県半田市美原町2-175-3		0569-28-0418	
3-23092	Y.T.M.S.C	榊原 浩之	444-0504	愛知県西尾市吉良町友国字高崎32			
3-23098	CRUISER'S	渡邊 和男	446-0071	愛知県安城市今池町3-2-51	ガーデンヒルズ今池 508号	0566-97-3669	
3-23104	T.W.O.T	長坂 敏彦	446-0032	愛知県安城市御幸本町4-2-601		0586-81-2588	http://www.autorimessa.jp
3-23116	G.C.R.T	栗本 利也	491-0827	愛知県一宮市三ツ井4-9-23	ガレージ クロノス	0532-23-3824	
3-23141	H.S	堀江 真徳	441-3212	愛知県豊橋市真赤沢町坪ノ谷684		0565-28-3580	
3-23150	T.E.S	杉浦 利明	471-0843	愛知県豊田市清水町1-48	久興自動車	0568-67-0602	http://profile.ameba.jp/aichinohiro/
3-23158	RUNABOUT	小川 浩幸	484-0902	愛知県犬山市宇追分91-5	(有)小川自動車整備工場内 RUNABOUT事務局		
3-23200	Team RS	六車 健	444-0907	愛知県岡崎市小針町亀ヶ淵4-2	小針社宅D306	052-612-6111	http://www.geocities.jp/dmsc.1962/
3-23202	DMSC	加藤 碧流	457-0819	愛知県名古屋市中南区滝春町10-3		0563-75-3471	http://www.aisin-ai.co.jp/
3-23204	Team AI-A	山下 真意	445-0803	愛知県西尾市桜町溜池3-6			
3-23240	ARRANGE	友利 浩之	491-0063	愛知県一宮市常願通7-7-18-1	オートスポーツアレンジ	0586-26-3455	

愛知支部

[illegible]

三重支部

登録No.	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL	クラブURL
1-24001	SMSC	上村 誠児	510-0295	三重県鈴鹿市稲生町7992	㈱モビリティランド鈴鹿サーキット	059-378-3405	http://www.mobilityland.co.jp/suzuka/
2-24024	ON!	竜田 健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町4-2-36	スタッフオン合資会社	059-385-4019	http://www.staff-on.com/
2-24026	PADDOCK	三村 和武	510-0001	三重県四日市市八田3-2-9	サンガレージ	059-363-5356	http://www.sungarage.co.jp/
3-24031	A.R.F	阿師村 俊次	510-8027	三重県四日市市茂福320		0593-65-4034	
3-24063	yohkai	清本 享志	512-0902	三重県四日市市小杉町1890			
3-24064	ANTELOPE	門田 忠純	511-0939	三重県桑名市坂井912-20	シンフォニー102	0595-98-4900	
3-24066	JOY	坂口 嘉朋	514-2204	三重県津市芸濃町雲林院1012-3	坂口自動車整備工場	059-265-3070	
3-24067	TSY	駒田 竜司	510-0318	三重県津市河芸町社の街2-30-6		059-212-0116	
3-24070	CSLEMAN	東 毅	514-0102	三重県津市栗真町屋945-51	カーショップ ル・マン	059-232-1787	http://motor.geocities.jp/mihaleman
3-24071	TTRM	渡辺 徹	515-0317	三重県多気郡明和町池村1372		0596-52-0099	
3-24072	ARN	稲見 忍	510-0062	三重県四日市市北浜町10-3	トヨタカローラ三重株式会社	059-351-5258	
4-24001	HRS	榎本 利弘	510-0201	三重県鈴鹿市住吉町西石の森6726-101	ヒオキ住吉倉庫1-1 チームハヤマ		

JMRC中部選手権戦 歴代チャンピオン

■チャンピオンシリーズ

		ドライバー 部門	ナビゲータ 部門			ドライバー 部門	ナビゲータ 部門
2000年	Aクラス Bクラス Cクラス	藤田 哲也 小中 利市 川田 三千彦	鹿肝 利明 本道 治成 落合 光	2011年	DE4クラス DE3クラス DE2クラス	宮本 雅彦 岩井 謙治 船木 淳史	青木 弘之 丹羽 貴裕 神山 佐知子
2001年	Aクラス Bクラス Cクラス	杉山 昇 山口 清司 徳能 大輔	北田 稔 内野 稔秀 池田 稔	2012年	DE4クラス DE3クラス DE2クラス	村上 健 柴田 哲郎 武田 雄一郎	鈴木 和人 野口 恒太 武田 友己
2002年	Aクラス Bクラス Cクラス	藤田 哲也 天野 智之 萩沢 克己	鹿肝 利明 井上 裕紀子 棚木 宏幸	2013年	DE4クラス DE3クラス DE2クラス	宮本 雅彦 寺島 信也 西村 修	杉原 慶彦 関根 慎二 武田 友由己
2003年	Aクラス Bクラス Cクラス	不成立 高橋 悟志 田口 慎二	不成立 大串 仁之 奥村 久継	2014年	DE6クラス DE5クラス DE3クラス DE2クラス	宮本 雅彦 寺島 信也 坂井 智幸 金井 優大 野村 長	前田 健吾 関根 慎二 鎌野 賢志 安永 裕 山村 浩二
2004年	Aクラス Bクラス Cクラス	不成立 広上 徹 平林 織部	不成立 佐々木 翔 田中 久夫	2015年	DE6クラス DE5クラス DE3クラス	宮本 雅彦 西村 修 福田 卓也	鈴木 眞由美 坂口 進 中根 秀之
2005年	Aクラス Bクラス Cクラス	不成立 今井 康博 小川 博史	不成立 大串 仁之 森脇 克也	2016年	DE6クラス DE4/5 クラス DE3クラス	村上 健 石原 裕也 佐藤 光理	前田 健吾 小林 剛 塩田 卓史
2006年				2017年	DE6クラス DE4/5 クラス DE3クラス	村上 健 上坂 英正 佐藤 光理	漆戸 あゆみ 山下 恭平 中根 秀之
2007年	Aクラス Bクラス Cクラス Dクラス	明治 慎太郎 板本 敬二 香川 秀樹 大倉 聡	足立 さやか 佐々木 翔 船木 一祥 保井 隆宏				
2008年	Aクラス Bクラス Cクラス	里 貴之 板本 敬二 田邊 巨	石田 一輝 北田 稔 黒木 崇史				
2009年	Aクラス Bクラス Cクラス	岩井 謙治 濱井 義郎 那須 文章	丹羽 貴裕 鈴木 眞由美 前田 健吾				

■ターマックシリーズ

		ドライバー 部門	ナビゲータ 部門
2000年		木下 誠一	棚木 宏幸
2001年		小川 博史	御領 親幸
2002年	I クラス II クラス	山村 浩三 蒲生 裕一	中川 博史 前田 健吾
2004年	I クラス II クラス	高木 大輔 蒲生 裕一	中川 啓介 前田 健吾
2005年	I クラス II クラス	谷川 慶輔 田口 伸	永田 征秀 伊藤 順子
2006年	I クラス II クラス	藤田 哲也 木田 拓也	坂本 啓二 坂口 進
2007年		田中 健三	小川博史

■チャレンジシリーズ

	ドライバー 部門	ナビゲータ 部門
2010年	假屋 優	大橋 智樹
2011年	内田 園美	池嶋 賢
2012年	坂井 智幸	田所 譲
2013年	辻 寛司	川島 健司
2014年	沖田 佑真	廣瀬 秀樹
2015年	安藤 裕一	林 剛
2016年	浅井 康介	里中 謙太
2017年	久喜 啓司	船木 淳史

JMRC中部選手権戦 歴代チャンピオン

■ジムカーナ選手権

2000年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 D	向井直美 梶浦善孝 佐野光之 深谷宏幸 中農久弥 関和基 鈴木祐美 川村徹
2001年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 D	向井直美 朝山崇 榎山慶博 大石隆之 岡部市明 庄谷博二 野口善 川村徹
2002年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 D	石崎奈美 緒方崇之 榎山慶博 大石隆一 岡部シウヤ ヒロシヨウヤ 不成立 村上仁
2003年	L N1 N2 N3 N4 S1 S2 S3 D	谷口治子 小嶋修 加藤秀彰 阿部洋一 林智博 稲垣守博 大石博之 桃井守 五十嵐豊光 奈良橋成美
2004年	L N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 D	奈良橋成美 今村隆昭 佐野光之 森嶋昭時 林智博 稲垣守 奥村和也 烏居孝成 川村徹
2005年	L N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 D	奈良橋成美 朝山崇 大須賀義外 小松満明 岡部隆市 黒谷尚純 大石博之 谷津治子 川村徹
2006年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 D	津川真由美 季羽子 今村隆昭 榎山慶彦 上本昌彦 中農久弥 三宅孝和 奥村渡 大橋徹 川村徹

■ダートトライアル選手権

2000年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 C3 D	栗本水谷 谷井元 藤井智 高木勝 櫛田人 村瀬正 太秋男 三枝雅 岩月文 重光 人義
2001年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 C3 D	宮島みどり 堀内隆 古本順郎 澤田昌 伊藤恭 平原祥 平祐一 鈴木祐 和田洋 山田淳 幸二男
2002年	L A1 A2 A3 A4 C1 C2 C3 D	宮島みどり 押尾明 土屋勝平 和田淳二 西村浩一 村原祐 平原祐 堀江真 小柳信 栗本利也
2003年	L N1 N2 N3 N4 SA・SC1 SA・SC2 SA・SC3 D	宮島みどり 押尾明 中島孝恭 篠高広 北村和浩 山崎利博 村瀬秋男 田口正文 山幸男
2004年	L N1 N2 N3 N4 SC1 SC2 SC3 D	山田ひとみ 平原祐一 藤井智行 高木勝人 松原功治 中島孝恭 味岡とむ 田正彦 鳥居晴彦
2005年	L N1 N2 N3 N4 SC1 SC2 SC3 D	渡邊尚美 押尾明 横内由充 廣徹 中村慶治 中島孝恭 船塚仁嗣 伊藤祥充 小阪雄一
2006年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SC1 SC2 SC3 D	鎌田朱美 駒形大 則信重 横内由 広上徹 松原功 中島泰 三輪智 竹平素 山口幸男

■ジムカーナ選手権

2007年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 D	津川 眞由美 季羽 史子 土手 啓二朗 安藤 将志 安部 洋一 岡部 隆市 山本 伸行 森嶋 昭時 大橋 渡徹 川村 徹
2008年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 SC・D	奥井 朝子 前田 清隆 土手 啓二朗 神山 剛一 安部 隆市 成瀬 公彦 角岡 隆志 吉野 正則 川村 徹
2009年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 SC・D	奥井 朝子 季羽 史子 土手 啓二朗 榎本 利弘 安部 洋一 中農 久弥 成瀬 公彦 角岡 隆志 吉野 正則 川村 徹
2010年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 SC・D	谷津 治子 鶴飼 洋一 杉山 幸登 東山 匡志 安部 洋一 佐藤 裕樹 山本 誠 前島 孝光 牧野 タイソン 川村 徹
2011年	L S1500 N1 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 SC・D	村里 早織 仲川 雅樹 土手 啓二朗 東山 匡志 上本 昌彦 岡部 隆市 渡辺 信吾 奥村 和也 吉野 正則 川村 徹
2012年	L S1500 PN1 PN2 PN3 N2 N3 N4 SA1 SA2 SA3 SC・D	森嶋 由紀子 飯島 かつこ 藤原 宏明 鶴飼 洋一 松本 敏 佐藤 維是 大石 博之 上本 昌彦 松尾 勝規 速田 憲一 奥村 和也 山梨 俊二 川村 徹

■ダートトライアル選手権

2007年	L N1 N2 N3 N4 S1 S2 S3 S4 D	松下 尚美 押尾 明成 本道 治人 前田 蔵人 大野 純治 駒形 雄大 中島 孝恭 村島 秋男 櫛田 正文 渡辺 徹
2008年	L N1 N2 N3 N4 S1 S2 S3 S4 D	宮島 みどり 福田 貴一 松下 和樹 前田 蔵人 伏見 浩二 鳥居 晴彦 中島 孝恭 池谷 欣一 西村 浩一 西尾 実
2009年	L N1 N2 N3 S1 S2 S3 S4 D	土井 直子 松本 努 横井 浩平 駒田 竜司 平原 祐一郎 中島 孝恭 村島 秋男 櫛田 正文 西尾 実
2010年	L N1 N2 N3 S1 S2 S3 B D	土井 直子 宮島 みどり 本田 悠太 福澤 貴一 米澤 晃 大西 雅也 村瀬 秋男 三枝 重光 菊池 克彦 蓮池 量之
2011年	L 1 2 3 4	土井 直子 堀江 真徳 大西 雅也 村瀬 秋男 三枝 重光
2012年	L 1 2 3 4	土井 直子 馬場 基 山本 悠太 村瀬 秋男 堀江 真徳

■ジムカーナ選手権

2013年	L S1500 PN1 PN2 PN3 PN4 N2 N3 N4 SA1 SA2 SC・D	村里 早織 佐藤 巧 土手 啓二郎 中西 圭祐 小川 国大 太田 明 仲川 雅樹 安部 洋一 岡部 隆市 近藤 瑛貴 大須賀 義外 春田 徳生
2014年	L PN1 PN2 PN3 PN4 N2 N3 N4 SA1 SA2 SC・D	村里 早織 星野 潤 藤居 真樹 小川 国大 太田 明 仲川 雅樹 安部 洋一 松尾 規貴 近藤 瑛博 大石 博之 村上 仁
2015年	L S1500 PN1 PN2 PN3 PN4 N1 N2 SA1 SA2 SA3 SC・D	檜山 貴子 石崎 聖 星野 潤 下原 登 小川 国大 江口 裕史 水野 俊亮 安部 洋一 小木 曾 浩之 大須賀 義外 山田 拓 村上 仁
2016年	L S1500 PN1 PN2 PN3 PN4 N1 N2 SA1 SA2 SA3 SC D	檜山 貴子 石崎 聖 渋谷 達也 大石 博之 小川 国大 角岡 隆志 榎本 利弘 上本 昌彦 近藤 瑛貴 大須賀 義外 岡部 隆市 石井 公久 五十嵐 豊光
2017年	L S1500 PN1 PN2 PN3 PN4 SA1 SA2 SA3 SA4 SC D	村里 早織 渡瀬 和則 小林 伸人 辺城 拓郎 西野 耕司 太田 明 酒井 昭 榎本 利弘 森嶋 昭時 西田 哲弘 桃井 守 村上 仁

■ダートトライアル選手権

2013年	L 1 2 3 4 5	土井 直子 横内 由充 馬場 基 齊藤 道夫 村瀬 秋男 松原 実
2014年	RWD PN/S1500 N1 N2 S1 S2 S3 L	横内 由充 馬場 基 齊藤 道夫 村松 俊和 崎山 晶 西尾 賢治 中村 慶治 可児 遥
2015年	RWD PN/S1500 N1 N2 S1 S2 S3 L	近藤 圭司 深谷 文彦 よしかわ 順一 村松 俊和 森 大士 村瀬 辰樹 松原 実 可児 遥
2016年	RWD PN/S1500 N1 N2 S1 S3	横内 由充 深谷 文彦 前田 利幸 村松 俊和 広上 徹 松原 功治
2017年	RWD PN/S1500 N1 N2 S1 S3	横内 由充 馬場 基 浦上 真 村松 俊和 高木 勝人 堀江 真徳

2017年JMRC中部選手権 表彰者名簿

◇JMRC中部ジムカーナ選手権

● S1500 クラス

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 渡瀬 和則 | SP-R |
| 2 | 酒井 謙太郎 | HRS |
| 3 | 宮地 英樹 | K-ONE R |

● PN1クラス

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 小林 伸人 | R&R |
| 2 | 土手 啓二郎 | R&R |
| 3 | 小林 キウテン | K-ONE R |
| 4 | 檜山 慶 | URARA |
| 5 | 向井 秀和 | K-ONE R |
| 6 | 吉田 智一 | LOSE DOGS |

● PN2クラス

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 辺城 拓郎 | BOMB |
| 2 | 下原 幸登 | M-I |
| 3 | 杉山 一矢 | R&R |

● PN3クラス

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 西野 耕司 | LOSE DOGS |
| 2 | 小川 国大 | FORMULA |
| 3 | 上本 昌彦 | PALM TOWN |
| 4 | 山崎 哲也 | R&R |
| 5 | 清水 聡志 | LOSE DOGS |
| 6 | 磯村 良二 | RST ZEST |

● PN4クラス

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 太田 明 | FORMULA |
| 2 | 柳瀬 昌樹 | T.E.S |
| 3 | 佐々木 雄史 | Pleasure |

● SA1クラス

- | | | |
|---|--------|--------|
| 1 | 酒井 昭 | SEKITO |
| 2 | 小木曾 浩之 | T.E.S |
| 3 | 横山 和彦 | DMSC |

● SA2クラス

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 榎本 利弘 | HRS |
| 2 | 望月 健太郎 | M-I |
| 3 | 佐野 光之 | AZUR-RS |
| 4 | 島倉 正利 | MSC-WAGO |
| 5 | 大須賀 義外 | M-ARTS |
| 6 | 加田 充 | A・B・C |

● SA3クラス

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 森嶋 昭時 | K-ONE R |
| 2 | 安部 洋一 | T.E.S |
| 3 | 小澤 忠司 | T.E.S |
| 4 | 寺田 大祐 | M-I |
| 5 | 前島 孝光 | M-I |
| 6 | 平野 聡 | Pleasure |

● SA3クラス

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 西田 哲弘 | IRC |
| 2 | 岡部 隆市 | NRC |
| 3 | 松尾 勝規 | T-URGENT |

● SCクラス

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 桃井 守 | NRC |
| 2 | 鈴置 友洋 | K-ONE R |
| 3 | 石井 公久 | Pleasure |

● Dクラス

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 村上 仁 | AZUR-RS |
| 2 | 五十嵐 豊光 | A・B・C |
| 3 | 河合 孝典 | TKR |

● レディースクラス

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 村里 早織 | R&R |
| 2 | 檜山 貴子 | URARA |
| 3 | 工藤 実里 | T.E.S |

◇JMRC中部ダートトライアル選手権

● RWDクラス

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 横内 由充 | T. E. S |
| 2 | 岩崎 明夫 | FASC |
| 3 | 土屋 英之 | SHIROKIYA |

● PN/S1500 クラス

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 馬場 基 | PORT. T |
| 2 | 島田 正樹 | S・C・C |
| 3 | 深見 延良 | ATHLETE |

● N 1 クラス

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 浦上 真 | BIG VAN |
| 2 | 渥美 孝太郎 | TEAM SCALAR |
| 3 | 前田 利幸 | ANTELOPE |
| 4 | よしかわ順一 | MSC-WAGO |
| 5 | 高間 一光 | URARA |
| 6 | 岸 貴洋 | T. T. G |

● N 2 クラス

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 村松 俊和 | BMSC |
| 2 | 三輪 智広 | SHALET |
| 3 | 三上 勝義 | BMSC |
| 4 | 加茂 博昭 | Vento`s |
| 5 | 伴 和則 | PORT. T |
| 6 | 堀 和生 | TEM-R |

● S 1 クラス

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 高木 勝人 | MSC-WAGO |
| 2 | 廣上 徹 | R-8 石川 |
| 3 | 上角 好孝 | ANTELOPE |
| 4 | 杉田 聡 | TOMBO |
| 5 | 小木曾 穂高 | CMSC 岐阜 |
| 6 | 松下 和樹 | ZEST |

● S 3 クラス

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 堀江 真徳 | H. S |
| 2 | 松原 実 | CMSC 岐阜 |
| 3 | 松原 功治 | PALM TOWN |
| 4 | 渡辺 徹 | TTR-M |
| 5 | 櫛田 正文 | URARA |
| 6 | 蓮池 量之 | CMSC 浜松 |

◇JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ

○ ドライバー部門

● DE 6 クラス

- | | | |
|---|------|------------|
| 1 | 村上 健 | SHIROKIYA |
| 2 | 林 正嗣 | T. W. O. T |

● DE 4. 5 クラス

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 上坂 英正 | SHIROKIYA |
| 2 | 鮫島 大湖 | MASC |
| 3 | 下口 紘輝 | SHIROKIYA |
| 4 | 宮前 信彌 | MS-WAGO |
| 5 | 齋藤 伸司 | ON! |
| 6 | 西村 修 | ON! |

● DE 3 クラス

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 佐藤 光理 | ON! |
| 2 | 畠山 貴之 | ENKEI |
| 3 | 鳥居 勇也 | TEAM SWIFT |
| 4 | 徳能 大輔 | DART |

○ コ・ドライバー部門

● DE 6 クラス

- | | | |
|---|--------|------------|
| 1 | 漆戸 あゆみ | SHIROKIYA |
| 2 | 白崎 清之 | T. W. O. T |

● DE 4. 5 クラス

- | | | |
|---|--------|-----------|
| 1 | 山下 恭平 | SHIROKIYA |
| 2 | 船木 佐知子 | MASC |
| 3 | 小林 一貴 | SHIROKIYA |
| 4 | 坂口 進 | Duckbill |
| 5 | 鹿肝 利明 | TOMBO |
| 6 | 石田 昌孝 | ON! |

● DE 3 クラス

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 中根 秀之 | T-AIHO |
| 2 | 坂口 進 | Duckbill |
| 3 | 長澤 奨平 | DART |
| 4 | 小倉 泰道 | T. W. O. T |

◇ JMRC中部ジムカーナミドル選手権チャンピオン

●東海シリーズ

S1500	大下 貴	HRS	PN 1	鈴木 準	LOSE DOGS
PN 3	相羽 岳志	ZEST	RA 1	森下 弘之	PTA
RA2000	山本 泰寛	K-ONE R	RA 2	伊藤 雄二	T. E. S
RA 3	武藤 功二	K-ONE R	SA 1	浅田 匡紀	CTRC
SA 2	清水 延昭	M・S・C・豊橋			

●北陸シリーズ

S1500	清澤 裕介	BIGVAN	PN 1	石崎 聖	EMOTION
PN 2	辺城 拓郎	BOMB	PN 3	松井 健一	PUMA
RA 1	田村 忠	R-8 石川	RA 2	田村 強	R-8 石川
RA 3	福島 正人	BNS			

◇ JMRC中部ダートトライアルミドル選手権チャンピオン

●東海シリーズ

FWD	藤田 直人	T. T. G	4WD	佐野 龍弥	YTMSC
-----	-------	---------	-----	-------	-------

●北陸シリーズ

クラス 2	松岡 剛志	ABC	クラス 4	藤田 哲也	MRT-金沢
-------	-------	-----	-------	-------	--------

◇ JMRC中部ラリーチャレンジシリーズチャンピオン

○ドライバー部門

久喜 啓司	MASC
-------	------

○コ・ドライバー部門

船木 淳史	MASC
-------	------

JMRCC中部 2018年度オナーガナイザー連絡先 (アルファベット順) (www://jmrc-chubu.gr.jp)

オナーガナイザー	略 称	連絡担当者	郵便番号	住 所	T E L
チーム・イー・ビー・シー	A B C	塩岡 雅敏	930-0982	富山県富山市荒川1-2-18	090-8702-1216
エースビゲータ&ドライバーズ	A N D	成瀬 克巳	939-1542	富山県南砺市梅ヶ島250	0763-32-7052
ビッグバンスポーツクラブ	B I G V A N	河井 牧夫	931-8367	富山県富山市岩瀬松原町73	076-438-4267
東濃カーポーツクラブ	C C S T	村瀬 秋男	509-5142	岐阜県土岐市泉町久尻1417-47	0572-55-5201
エフ・オートスポーツクラブ	F A S C	嶺下 宗男	470-0331	愛知県豊田市平戸橋町永和8-32	090-2685-2944
石川レーシングクラブ	I R C	市川 大輔	920-0057	石川県金沢市桜田町3-29	090-4324-3438
コンシレーション・メイト	K R M	中田 博信	920-0064	石川県金沢市南新保町口-43	076-237-4727
チーム・リミット	L I M I T	木村 政伸	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東23-7	0566-83-0030
モータースポーツクラブ 門前	M. S. C M O N Z E N	新木 正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町口の100	0768-42-2025
モンテカルロオートスポーツクラブ	M A S C (ラリー)	米谷 展生	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池20-1	0561-63-0103
	M A S C (ジムカーナ)	浅田 英夫			0561-63-0101
チーム・エムアイ	M - I	前島 孝光	432-8015	静岡県浜松市東区子安町302-7	053-473-4342
マイ・ス・ラリーチームオブ金沢	M R T - 金沢	大弥 保憲	924-0862	石川県白山市安田町35-1	076-204-6860
名古屋レーシングクラブ	N R C	後藤 康次	485-0041	愛知県小牧市小牧4-434	052-792-2031
トライアルスタッフオン!	O N !	竜田 健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町4-2-36	059-385-4019
パームタウン	P A L M T O W N	岩月 辰文	446-0007	愛知県安城市東栄町2-7-13	0566-98-1961

※上記の連絡先と各競技会の参加申込先とは異なる場合があります。念のために各競技会の特別規則書をご覧ください。

※競技会の特別規則書は、JMRCC中部公式サイトに掲載されるものも有ります。参加申込書も公式サイトから入手できますのでご利用ください。

JMRC中部 2018年度オナーガイザー連絡先 (アルファベット順) ([www://jmrc-chubu.gr.jp](http://jmrc-chubu.gr.jp))

[illegible]

※上記の連絡先と各競技会の参加申込先とは異なる場合があります。念のために各競技会の特別規則書をご覧ください。

※競技会の特別規則書は、JMRC中部公式サイトに掲載されるものも有ります。参加申込書も公式サイトから入手できますのでご利用ください。

J M R C 中部モータースポーツハンドブック 2018

平成 3 0 年 2 月 発行

製作 JAF 中部地域クラブ協議会 (JMRC 中部)

所 在 地 〒 5 0 9 - 5 1 4 2

岐阜県土岐市泉町久尻 1 4 1 7 - 4 7

TEL/FAX (0572) 55-5201

<http://www.jmrc-chubu.jp/>